

官報

号外 令和元年五月八日

○第百九十八回国参議院会議録第十五号

令和元年五月八日(水曜日)

午後一時十一分開議

○議事日程 第十五号

令和元年五月八日

午後一時開議

第一 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)以下 議事日程のとおり

令和元年五月八日 参議院会議録第十五号

議事日程追加の件 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。この際、日程に追加して、

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。厚生労働大臣根本匠君。

〔国務大臣根本匠君登壇、拍手〕

○国務大臣(根本匠君) ただいま議題となりました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

急速な少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応していくためには、女性を始めとする多様な労働者がその能力を十分に発揮して活躍できる就業環境を整備することが重要です。こうした観点から、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進や、いわゆるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等のハラスメントのない職場づくりを推進するため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、女性の職業生活における活躍に関する事業主の取組を更に推進するための仕組みを整備します。

具体的には、行動計画の策定や女性の職業選択に資する情報公表義務の対象を常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主から百人を超える事業主に拡大するとともに、情報公表の内容や履行確保の強化を行うほか、女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主の特例認定制度の創設等を行うこととしています。

第二に、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等のハラスメントの予防、解決に向けた事業主等の取組を推進するための仕組みを整備します。

具体的には、国の施策として、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実することを明記することとしています。

また、事業主に対して、パワーハラスメントを防止するため、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、パワーハラスメントに関する労働者と事業主の間の紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助、紛争調整委員会による調停の対象とすることとしています。

さらに、セクシュアルハラスメント等に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化や、労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等の相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱いの禁止等を行うこととしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。福島みずほ君。

〔福島みずほ君登壇、拍手〕

○福島みずほ君 立憲民主党・民友会・希望の会の福島みずほです。

会派を代表して、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等改正案について質問をします。

まず、女性の活躍とは何でしょうか。厚労大臣にお聞きします。

女性活躍推進法第一条は、「男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり」と定めています。女性の活躍と男女共同参画社会はどのような関係にあるのでしょうか。女性活躍推進法改正案も男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとりしているのでしょうか。

男女共同参画社会基本法は、前文で、「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ」と述べています。官房長官にお聞きします。政府は、日本国憲法の個人の尊重と法の下の平等に照らして、男女平等について何が課題と考えているのでしょうか。男女平等の現状について法務大臣にお聞きします。

そもそも安倍政権は男女平等をどう考えているのですか。選択的夫婦別姓すら認めていない日本の現状は世界でもジェンダー格差があるとされています。女性の活躍というのであれば、選択的夫婦別姓の導入を認めるべきではないですか。世界経済フォーラムが発表している各国の世界ジェンダーギャップ報告書によれば、二〇一八年のジェンダーギャップ指数ランキングで日本は百十位とG7で最下位です。国会議員数のうち女性議員が占める割合は、日本は百三十位でG20の中で最低です。女性関係は一歩しか進みません。安倍政権は、女性の活躍と言いつつ、具体的なジェンダー格差の変革を検討していないのではないですか。女性活躍に背を向けていると考えますが、官房長官、いかがですか。

男女平等とは、女性が男性のようになることではありません。女性の活躍が名誉白人ならぬ名誉男性を増やすことであってはなりません。女性だけが変化を求められているのではなく、男性の長時間労働と男性の家事、育児への参加が課題です。妊娠、出産を抱える女性が男性並みに働くか非正規雇用で二極化されるのではなく、この男性社会そのものを変えていかなければならないのです。

しかし、これまで新自由主義、雇用の規制緩和、例えば派遣法の全面解禁などによって雇用の在り方が壊されてきました。その中で、とりわけ女性の雇用は悪化しています。非正規雇用で女性の占める割合は七割であり、シングルマザーの就労で得る年収は平均百八十六万円です。この状況を変えるには根本的な解決が必要です。

安倍政権に新自由主義、雇用の規制緩和が問題だという認識はありますか。働く人たちの意見を反映せず、新自由主義、雇用の規制緩和の旗振り役、司令塔である経済財政諮問会議などは解散すべきだと考えますが、いかがですか。

もし、全ての女性を輝かせたいのなら、非正規の女性たちの不安定さをいかに解決するかが大きな課題です。女性の貧困の解消には、賃金格差の是正が必要です。具体的な数値目標を設定し、具体的な政策を取る必要がありますが、どうですか。厚労大臣にお聞きをします。

女性活躍推進法改正案の情報公表項目において、今回は、職業生活に関する機会の提供、また職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備という二つのカテゴリーから一件ずつ公表するとされました。

しかし、男女の賃金格差についての項目がありません。雇用形態別の賃金格差によって男女の従業員の置かれている状況が判明するものであり、賃金格差は極めて重要な問題です。企業にも説明する責任があり、情報公表項目とすべきではないで

すか。

さらに、ハラスメントに関する企業としての指針や規則についても情報公表項目とされています。セクハラ、マタハラに関してより強い取組を求めるのであれば情報公表項目に入れるべきではないですか。厚労大臣の見解をお願いします。

なぜセクハラ、マタハラ、パワハラなどの禁止規定を置かないのですか。

セクハラは、男女雇用機会均等法の改正によって一九九七年に事業主の配慮義務として規定され、二〇〇七年改正により事業主の措置義務が定められました。二十年以上たっていますが、セクハラは根絶されていません。措置義務だけでは根絶できないのではないですか。

国際労働機関、ILOは、二〇一八年に各国のハラスメント規制について調査をしたところ、八十か国中六十か国がハラスメント禁止の法令を作っており、日本は規制がない国に分類されました。G7の国で規制がないのは日本だけです。なぜセクハラ禁止規定を置こうとしないのですか。

ILO条約についてお聞きをします。今年の六月には、ILO総会で、セクハラを含め、仕事に関わるハラスメント全般についての国際基準となるILO条約が採択される予定です。早期に批准することを検討すべきだと考えますが、厚労大臣、いかがですか。

様々なハラスメントを根絶する実効性のある行政救済などが求められております。被害者がアクセスしやすい機関、救済機関が必要ではないですか。

セクハラは男女雇用機会均等法に規定し、パワハラは労働施策総合推進法に規定するなど、分かれていく法制度になっています。包括的なハラスメント禁止法を作るべきではないですか。

パワハラに関しては、第三者や顧客から従業員が受けるハラスメント、従業員が他の会社の従業員

員に対するハラスメントも含めるべきではないですか。訪問看護師、訪問介護士の皆さんたちからも声が上がっています。

また、就職希望者、実習生、フリーランスといった人々へのハラスメントが極めて深刻です。ハラスメント被害を訴えることが最も困難な立場と言えます。こうした人々に向けた救済こそすべきではないでしょうか。

LGBT差別、いわゆるSOGIハラの禁止も明記すべきではないですか。

公務員に対するハラスメント根絶をどのように進めるかについて、政府の見解を示してください。人事院総裁、総務大臣にお尋ねをいたします。

最後に、公人による差別発言も大問題です。国連の女性差別撤廃委員会から、公人による女性差別発言について勧告を受けています。

自民党議員の、LGBTには生産性がない発言、財務省事務次官が女性記者に行ったセクハラ、それに対して麻生大臣は、はめられたという意見がある、セクハラ罪という罪はないと発言、自民党議員は、結婚披露宴にて新郎新婦は必ず三人以上産んでほしいと発言など、数多くの公人による差別発言があります。

公人による差別発言は差別を助長し、広げる、拡大するものであり、極めて問題です。なぜ際限なく差別発言が繰り返されるのか。辞任に値する差別発言ではないですか。また、女性活躍推進法改正案を提案する資格があるのでしょうか。人権意識の根底が間違っていると思いますが、公人の差別発言の根絶について見解を官房長官にお聞きをいたします。

今日も、セクハラ、パワハラ、マタハラなどによって苦しめられ、夢を断念し、職場を去ること余儀なくされている多くの労働者がいます。仕事と未来を両方とも奪われてしまうわけです。P.TSDを抱えたり自殺に追い込まれる、そんな人

たちも数多く存在をしております。様々なハラスメントを根絶する法制度こそ必要だということを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣根本匠登壇、拍手)

○国務大臣(根本匠) 福島みずほ議員にお答えいたします。

女性活躍と男女共同参画社会との関係についてお尋ねがありました。

女性活躍推進法においては、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することを女性の職業生活における活躍と定義し、その推進を図ることとしています。

他方、男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法において、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるなどの社会を指すとされています。

女性活躍推進法は、その第一条で、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を推進することとされており、今回の法案もその考え方にのっとったものと考えております。

雇用の規制緩和についてお尋ねがありました。新自由主義が何でも自由に競争させればよいという考え方を指すのであれば、現在の内閣では、そうした考え方を取ることなく、働く人の視点に立つて、一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を目指し、働き方改革に取り組んでおります。

こうした施策の一つの基礎となっている経済財政運営と改革の基本方針二〇一八、いわゆる骨太方針二〇一八においても、女性活躍の推進、長時間労働の是正、正規雇用労働者と、パート、有期、派遣労働者の間の不合理な待遇差の解消などが盛り込まれており、引き続き、政府としても議論を重ねつつ、取組を進めてまいります。

男女の賃金格差の是正のための数値目標設定などの具体策についてお尋ねがありました。

男女間の賃金格差は女性活躍推進の取組の成果を表す指標として重要なものであると認識しており、その改善を図っていくことは重要な課題であると考えています。

一方、日本の男女間の賃金格差には様々な背景が複合した最終的な結果指標という意味合いがあり、特に管理職比率と勤続年数の差異が主な要因となっています。

日本では女性の継続就業を阻む構造的な問題がいまだに大きい状況にあることから、一律の数値目標を設定する以前に、各企業に対して、継続就業を阻む構造的な要因を除去し、管理職比率や勤続年数の男女差を解消することについて組織的な対応を求めていくことが重要と考えています。このため、女性活躍推進法においては、各企業に対し、この二大要因の把握、分析、それを踏まえた行動計画の策定等を推進しています。

今回の法案では、この行動計画策定義務等の対象拡大を図るとともに、職業生活に関する機会の提供だけでなく、職業生活と家庭生活の両立も含めた両面からの情報公表義務の強化を図っており、女性の継続的な活躍による賃金格差の解消に寄与するものと考えています。

女性活躍推進法の情報公表項目に男女の賃金格差やハラスメント対策の状況を追加することについてお尋ねがありました。

男女間の賃金格差は様々な背景が積み重なった最終的な結果指標という意味合いを持つことから、仮に企業によってその値に差があったとしても、それを企業間で比較した際の解釈が難しいといった問題があります。

また、民間企業におけるセクハラやマタハラ対策については、男女雇用機会均等法に基づき、全ての企業に対して相談窓口の整備等の雇用管理上の措置を義務付けており、企業が必要な措置を

講じていない場合、都道府県労働局が助言、指導等を行うことで履行確保を図る仕組みとなっています。

このように、男女間の賃金格差やハラスメント対策の状況を情報公表項目に追加することは慎重な検討を要すると考えられますが、いずれにしても、今後、情報公表項目を具体的に定める労働政策審議会において、追加の必要性も含めて議論してまいります。

ハラスメントの禁止規定についてお尋ねがありました。

セクハラを始めとするハラスメントの禁止規定については、昨年十二月の労働政策審議会の建議において、民法等他の法令との関係の整理や違法となる行為の要件の明確化等の課題があり、中長期的な検討を要するとされたところです。

このように、禁止規定については難しい課題もあるものの、ハラスメント対策を前進させる必要があることについては労働政策審議会でも共通認識が得られました。

このため、今回の法案では、労働施策総合推進法第四条の国の取り組みべき施策にハラスメント対策全般を充実することを明記した上で、ハラスメントの防止のための事業主の措置義務を新設したほか、国、事業主及び労働者のハラスメント防止のための責務の明確化や、労働者が事業主に相談したことを理由とした不利益取扱いの禁止などにより、措置義務等の実効性を向上させることとしていくところです。

本法案に基づき、ハラスメントのない職場づくりを一層推進してまいります。

ILO条約の批准についてお尋ねがありました。

ILOの仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約案は、本年六月のILO総会において議論された上で採択されることが想定されています。この条約案について、世界各国が効果的に

にハラスメントの防止対策を進めていくことができる基準の内容となるよう、日本政府としてもILO総会の議論に積極的に参加してまいります。

仮に条約がILO総会で採択された場合、その批准については、採択された条約の内容等を踏まえて検討してまいりたいと考えています。

ハラスメント根絶のための救済機関についてお尋ねがありました。

御指摘のような救済機関を設けることについては、裁判においても事実認定等の難しさが指摘されている中で、司法以外の機関において正確かつ迅速な事実認定が可能であるか、裁判制度等との関係性をどのように整理するか、どのような組織体制を確保する必要があるかなど、様々な論点、課題があるため、その必要性も含めて慎重な検討が必要であると考えています。

本法案では、ハラスメント対策の実効性を高めるため、セクハラ等は行ってはならないものであるため、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるべきであることを、国、事業主及び労働者の責務として明確化するほか、労働者が事業主にセクハラ等の相談を行ったことを理由とした不利益取扱いの禁止などを行っており、これによりハラスメントのない職場づくりを一層推進してまいります。

包括的なハラスメント禁止法についてお尋ねがありました。

誰もが安心して活躍できるハラスメントのない就業環境を整備することは重要な課題です。今回の法案では、労働者の職業生活の充実等を促進し、労働者の能力の有効な発揮を通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上等に資することを目的とする労働施策総合推進法にパワハラ防止対策を規定するとともに、同法第四条に国の施策としてハラスメント対策全般の充実を明記しました。

なお、セクハラ防止対策は、男女の均等な雇用

機会及び待遇の確保の前提条件と言える内容であり、男女雇用機会均等法の目的と密接な関係を有するため、男女雇用機会均等法に位置付けているところです。

労働施策総合推進法第四条の規定に基づき、ハラスメント対策全般を総合的に推進し、ハラスメントのない職場づくりを進めていきたいと考えています。

第三者からのパワハラ防止措置や他社の従業員へのパワハラ防止措置についてお尋ねがありました。

顧客など第三者からの著しい迷惑行為は、社外の相手との関係で起きる問題であり、どこからが迷惑行為に当たるといった判断が難しく、また、再発防止まで含めた一連の措置を課すことも難しい面があるため、今回、パワハラ防止の措置義務の対象には含めないこととしております。

しかしながら、労働者に大きなストレスを与える悪質なケースもあり、労働者のケアなど必要な対応を企業に促していくことは重要です。このため、パワハラ防止措置に関する指針において相談対応などの望ましい取組を明示し、積極的な周知啓発を行ってまいります。

また、本法案においては、事業主及び労働者の責務として、他社を含めた他の労働者に対してパワハラを行わないよう言動に注意を払うよう努めるべきであることも規定しているところです。こうした責務規定の趣旨も指針に記載し、取引先も含めたハラスメントの防止に関する社会的機運の醸成に努めてまいります。

就活生やフリーランスなどに対するハラスメント防止措置についてお尋ねがありました。

職場におけるハラスメントは、被害者の尊厳や人格を傷つける、あつてはならないものであり、これは被害者が誰であつても同様であると認識しています。

本法案では、労働者に対するハラスメントを行ってはならないことや他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるべきことを、国、事業主及び労働者の責務として明確化しています。男女雇用機会均等法等は労働法制であるため、対象は労働者に限っていますが、就活生やフリーランスなど労働者以外の者に対する言動にも同様に注意を払うことが当然望まれます。

さらに、事業主は、ハラスメント防止のための措置義務として、ハラスメントがあつてはならない旨の方針等の明確化と周知啓発といった予防措置を講じることとされています。その際、被害者が自社の労働者以外の者の場合でも同様にあつてはならない旨を企業が併せて示すようになれば、予防の観点からの対応は相当程度前進するものと考えています。

こうした責務規定の趣旨や措置義務の予防措置に関する企業の対応を促すことができるよう、指針の内容について労働政策審議会においてしっかりと議論を行ってまいります。

LGBTの方々へのハラスメント対策についてお尋ねがありました。

性的指向、性自認に対する不当な差別や偏見はあつてはならず、多様性が確保され、全ての人がお互いの人権を尊重し、支え合う共生社会を実現していくことが重要と考えます。

性的指向や性自認に関する言動は業務上必要なものであり、性的指向や性自認を理由に仕事から排除したり、性的指向や性自認に関して侮辱的な発言を行うことなどによって精神的な苦痛を与えたような場合には、パワハラに該当し得ると考えています。

こうしたことについて、法案の成立後、労働政策審議会で議論する予定のパワハラ防止措置の指針に記載するなど、明確化や周知啓発の方策についてしっかりと検討してまいります。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣(菅義偉君) 男女平等についての課題認識についてお尋ねがありました。

政府としては、男女平等の理念を前提とする男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野における女性の活躍、安全、安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備、このことを重点的な課題と位置付けた第四次男女共同参画基本計画を策定をし、取組を推進をいたしているところであります。

安倍内閣における女性活躍推進の取組についてお尋ねがありました。

今回の法改正は、安倍内閣で推進してきた女性活躍の流れを更に力強くするために、企業等の行動計画の策定と女性活躍情報見える化等を一層進めるものであります。安倍内閣においては、政権発足直後から女性活躍の旗を高く掲げ、次々と政策を打ってきたところであり、今後とも全ての女性が輝く社会の実現に向けて取り組んでまいります。

公人の差別発言の根絶についてお尋ねがありました。

公人の地位にある者は、自身の発言で関係者を傷つけることのないよう細心の注意を払わなければなりません。本法案は、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進や、パワハラハラスメント、セクシュアルハラスメント等のハラスメントのない職場づくりの推進を図るものであり、今後とも一層の緊張感を持って政府を挙げた取組を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣山下貴司君登壇、拍手)

○国務大臣(山下貴司君) 福島みずほ議員にお答え申し上げます。

選択的夫婦別氏制度の導入についてお尋ねがありました。

御指摘の男女平等は、憲法にも定められているところであり、女性の活躍を推進する上で極めて

重要な理念であると考えております。他方で、選択的夫婦別氏制度の導入の問題は、我が国の家族の在り方に深く関わる事柄であるところ、平成二十九年の世論調査の結果を見ても、国民の意見が大きく分かれている状況にございます。

今後も引き続き、国民各層の意見を幅広く聞くとともに、国会における議論の動向を注視しながら、慎重に対応を検討してまいります。(拍手)

(国務大臣石田真敏君登壇、拍手)

○国務大臣(石田真敏君) 福島議員にお答えいたします。

地方公務員に対するハラスメントの根絶についてお尋ねがございました。

本法案におけるハラスメント防止対策の強化に関する規定につきましては、基本的に地方公務員にも適用されることとなっております。総務省としては、これまでも機会を捉えてハラスメントの防止について必要な措置を講ずるよう地方公共団体にに対し助言を行ってまいりました。

今後とも、厚生労働省と連携協力して、改正法の内容等の周知を図ることにより、地方公共団体が適切に措置義務を履行し、ハラスメント防止の実効性が確保されるよう、改めてしっかりと助言を行ってまいります。(拍手)

(政府特別補佐人(一宮なほみ君登壇))

○政府特別補佐人(一宮なほみ君) 公務員に対するハラスメント対策についてお尋ねがありました。

一般職国家公務員のセクシュアルハラスメントの防止等については、平成十年に人事院規則を制定し、その防止及び排除、問題が生じた場合の適切な対応等に取り組んできております。さらに、本年度からは、幹部職員等への研修実施を義務化するなど、公務外の方からの相談窓口を人事院に設置するなど、対策の充実強化を図っております。

また、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについても、平成二十八年に人事院規則

を制定し、その防止等に取り組んでおります。

パワハラハラスメントについては、これまでもハインドブックの配布等による周知啓発を行い、防止に努めてきたところですが、現在、有識者によって構成する検討会を開催し、更なる防止策について検討を行っているところです。

今後、国会における法案審議状況等も注視しつつ、検討会での議論を踏まえて対策を講じていきたいと考えております。

○議長(伊達忠一君) 磯崎哲史君。

(磯崎哲史君登壇、拍手)

○磯崎哲史君 国民民主党・新緑風会の磯崎哲史です。

会派を代表して、ただいま議題となりました政府提出の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案について質問いたします。

皆さんがイメージされている女性活躍とはどのようなものでしょうか。私は、職場を女性にとっても男性にとっても働きやすい環境にするということが本当の女性活躍、ひいては本来目指すべき男女共同参画につながると考えます。女性活躍を目指すことが、働く者にとって働きやすい、やりがいを感じられる労働環境につながり、人それぞれを大切に、適材適所で働くことができる環境につながる。その結果が企業の魅力と競争力の向上につながっていくのではないのでしょうか。

女性の雇用と企業業績の比較をしている多くの既存の研究において、正の相関関係があることを示しているものがあります。そして、好業績の企業では、ワーク・ライフ・バランス施策の導入や男女均等の雇用環境が整っているなど、共通の特徴があるとされています。

本法改正の方向と内容がこうした労働環境の改革につながるものかどうか、職場や経営者のポジティブな意識改革につながるものかどうか、こうした観点を持って、以下質問をいたします。

女性活躍推進について伺います。

二〇一八年に発表されたジェンダーギャップ指数は、百四十九か国中百十位であり、主要七か国の中では最低水準にあります。指数には、経済、教育、健康、政治の四つの分野がありますが、経済分野のスコアが改善したとはいえ、依然として百十七位と低迷しています。本法案における女性活躍の一般事業主行動計画の策定義務の対象企業を拡大することなどによって経済分野のスコアをどの程度改善させることができるかと考え、男女共同参画担当大臣に伺います。

女性活躍の一般事業主行動計画の策定の手続として、働く者の意見を反映させるため、労働組合、労働組合がない場合は従業員代表と労使協定を結ぶことを条件とすべきと考えますが、いかがでしょうか。厚生労働大臣の見解を伺います。

セクハラ対策について伺います。

本法案では、セクハラについて行為そのものを禁止することは盛り込まれていません。男女雇用機会均等法によるセクハラ防止措置が導入されてから数十年が経過し、禁止規定を求める声も強いことから、セクハラ根絶のために法律で禁止すべきであると考えます。セクハラ行為そのものを禁止することを検討していく方針や意向はあるのか、厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

自社の労働者が他社の労働者にセクハラ等を行った場合の対応について伺います。

本法案では、加害側の事業主にに対し、被害側の企業から雇用管理上の措置の実施、例えば事実確認に關して必要な協力を求められた場合に、これに應じる努力義務を課しています。この措置の中に、事実確認だけでなく、セクハラ等をやるように求めることも含まれるのか、厚生労働大臣に伺います。

仮にセクハラ等をやるように求めることが含まれるとしても、被害側が下請など弱い立場の企業である場合、実際に加害側の企業にやるよう

に求めることは余り期待できないのではないのでしょうか。

国民民主党など野党が衆議院に提出をしたセクハラ規制強化法案では、加害側が強い立場の企業である場合などには、直接加害側に求めるのではなく、厚生労働大臣に措置を求め、大臣が加害側の企業に助言、指導、勧告等を行う仕組みが盛り込まれています。あわせて、加害側の企業に、自らの社員に對し必要な措置をとる義務を課すとともに、被害側の企業に對して不利益な取扱いをしてはならないということも規定しています。

この仕組みによって、立場の弱い企業が立場の強い企業に對してセクハラ行為を行わないようにすることなどを求めることができ、加害側の企業の中で適切な対応が取られるようになると思いますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

パワハラ対策について伺います。

本法案では、取引先など他の会社の社員などからのパワハラについては、事業主の措置義務の対象になっていません。既にセクハラについては同様の被害について事業主に措置義務が掛けられています。パワハラについてはなぜ義務を掛けないのか、理解に苦しみます。

衆議院本会議で厚生労働大臣は、措置義務に含めない理由として、他社の労働者等からのパワハラメントは、社外の相手との関係で起こり得る問題であり、どこからが迷惑行為に当たるかといった判断が社内のパワハラ以上に難しく、また、再発防止まで含めた一連の措置を課すことも難しい面がありますと述べていますが、パワハラの問題を認めつつ、難しいからやらないでは、やる気がないだけとしか受け取れません。そのような姿勢でよろしいのでしょうか、厚生労働大臣に伺います。

また、法律上、就職活動中の学生やフリーランスで働く方々については、パワハラ、セクハラ共に措置の対象外となっています。昨今、就活中の

学生に對するセクハラ行為がニュースにもなり、社会問題化しています。なぜ就活生やフリーランスなど立場の弱い人々を対象としなかったのか、その理由について厚生労働大臣に伺います。

悪質クレーム対策について伺います。

労働組合の団体の一つであるU・A・ゼンセンのアンケート調査で、客からの迷惑行為に遭遇した人の割合が七割を超えるなど、悪質クレームは深刻な社会問題となっています。

調査からは、業務中に迷惑行為に遭遇した労働者の多くがストレスを感じながら働き続けていること、迷惑行為に遭つても、謝り続けた、何もできなかつたが四割を超えている実態が明らかになっています。悪質クレームの実態についてどのように認識しているのか、厚生労働大臣に伺います。

昨年の通常国会で成立した働き方改革法の参議院で付された附帯決議には、「顧客や取引先からの著しい迷惑行為について、関係者の協力の下で更なる実態把握を行うとともに、その対応策について具体的に検討すること」とあります。

この附帯決議に基づいて四十六社を対象にヒアリングが行われていますが、業種に偏りがあり、半分強の二十五社が製造業です。一方で、顧客からの迷惑行為が多いと思われる小売業者は四社、宿泊業、飲食サービス業は一社しかありません。これで悪質クレーム対策について適切な対応が導き出せるとは思えません。厚生労働大臣の見解を伺います。

また、U・A・ゼンセンが行った二回の調査はそれぞれ回答件数が三万件を超える大規模なものです。が、国としてこのような大規模な調査を行う意向はあるのか、厚生労働大臣に伺います。

国民民主党は、既に、労働者を悪質クレームの被害から守るため、国全体で悪質クレーム対策を推進する悪質クレーム対策推進法案を取りまとめ、提出に向けてその準備を進めています。

法案のポイントは、一つ目に、政府内に設置する対策推進協議会から意見を聴いた上で、対策の総合的な推進に關する基本方針を定めること、二つ目に、政府に對し、事業主による悪質クレーム対策を促進するための施策、被害者に対する相談、保健、医療面でのケア、再就職促進、国民の理解を深めるための啓発、教育など、様々な対策を義務付けること、三つ目に、悪質クレームに對する規制の検討を政府に義務付けることなどです。

労働者を守る立場の厚生労働大臣には御賛同いただけるものと確信しますが、国民民主党の法案に對する厚生労働大臣の見解を伺います。

最後に、改めてではありませんが、何よりも働きたいとの意思を持っている人たちの立場からの法改正が重要であり、そのための丁寧な審議がなされることを期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣根本匠君登壇、拍手〕
○国務大臣 根本匠君 磯崎哲史議員にお答えをいたします。

一般事業主行動計画の策定における労使協定についてお尋ねがありました。

一般事業主行動計画の策定における労働組合の関与については、労働政策審議会の議論においても、労働組合の関与が必要という意見があつた一方で、行動計画は基本的に人事に關する内容であり、経営の専決事項とも言えるため、内容によっては労働組合の関与は難しいとの意見がありました。

このため、労使協定の締結を条件とはしていませんが、現在も、事業主行動計画の策定指針において、一般事業主行動計画の策定に当たっては、労働組合等の参画を得た一般事業主行動計画策定のための体制を設けることが効果的であることや、労働組合等に對するアンケート調査や意見交換等を実施するなど、職場の実情的な確な把握に

努めることが重要であること等を規定しており、こうした点をしっかりと周知していきたいと考えています。

セクハラ行為の禁止規定についてお尋ねがありました。

セクシュアルハラスメントの禁止規定については、昨年十二月の労働政策審議会の建議において、民法等他の法令との関係の整理や違法となる行為の要件の明確化等の課題があり、中長期的な検討を要するとされました。一方で、職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者の尊厳や人格を傷つけ、職場環境を悪化させるものであり、あつてはならないものです。

政府提出法案では、セクハラ対策の実効性の更なる向上を図るため、国、事業主及び労働者の責務として、セクハラは行つてはならないものであり、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるべきであることを明確化するほか、労働者が事業主にセクハラを相談を行ったことを理由とした不利益取扱いの禁止等を行つており、これによりセクハラのない職場づくりを一層推進してまいります。

セクハラに加害者側企業による被害者側企業への協力の努力義務についてお尋ねがありました。本法案においては、事業主に對し、他社からセクハラ防止に関する雇用管理上の措置の実施について必要な協力を求められた場合に、これに応じる努力義務を設けております。この措置に含まれる具体的な対応については、当該事業の状況等によつて様々なものが考えられます。セクハラ行為の事実確認のほか、再発防止策として加害者側企業にセクハラを止めるように求めることも含まれると考えています。

厚生労働大臣が加害側の企業に指導等を行う仕組みなどを盛り込むことについてお尋ねがありました。政府提出法案においては、先ほども述べたとおり、事業主に對し、他社からセクハラ防止に関する雇用管理上の措置の実施について必要な協力を求められた場合に、これに應じる努力義務を設けております。一方で、被害者側の企業が加害者側企業に求める協力内容は事業の状況によつても異なることなどから、加害者側企業に特定の措置を講ずる義務を課すこと等については慎重な検討が必要と考えています。また、政府提出法案においては、関係者の責務として、他社の労働者も含め、その言動に注意を払うよう努めるべき旨の規定を盛り込んでいます。

これらを踏まえ、他社の労働者も含め、セクハラ防止に真摯に取り組むべきことについてセクハラ指針で明確化を図り、企業におけるセクハラ防止対策が円滑に進むよう努力してまいります。取引先等からのパワーハラスメントについてお尋ねがありました。

取引先等からのパワーハラスメントは、社外の相手との関係で起きる問題であり、その対応業務には、一定程度のクレーム対応が内在していることもあることから、どこからか迷惑行為に当たるかといった判断が社内のパワーハラ以上に難しいものがあります。また、再発防止まで含めた一連の措置を課すことも難しい面があるため、今回、措置義務の対象には含めないこととしております。

一方で、取引先等からの行為についても、労働者に大きなストレスを与える悪質なケースもあり、安全配慮義務の観点からも、労働者のケアなど必要な対応を企業に促していくことは重要です。このため、パワーハラ防止措置に関する指針において相談対応などの望ましい取組を明示し、積極的な周知啓発を行つていきます。

また、本法案においては、取引先間でのハラスメントの防止に資するよう、事業主の責務として、自社の労働者が他社を含めた他の労働者に対してパワーハラを行わないように研修等の必要な配慮を行うよう努めるべきことを規定するとともに、労働者の責務として、他社を含めた他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるべきであることも規定しているところであり、こうした責務規定の趣旨も指針に記載し、取引先も含めたハラスメントの防止に関する社会的機運の醸成に努めてまいります。

就活生やフリーランスなどに対するハラスメント防止措置についてお尋ねがありました。職場におけるハラスメントは、被害者の尊厳や人格を傷つける、あつてはならないものであり、これは被害者が誰であつても同様であると認識しています。

本法案では、労働者に対するハラスメントを行つてはならないことや他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるべきことを、国、事業主及び労働者の責務として明確化しています。男女雇用機会均等法等は労働法制であるため、対象は労働者に限っていますが、就活生やフリーランスなど労働者以外の者に対する言動にも同様に注意を払うことが当然望まれます。

さらに、事業主は、ハラスメント防止のための措置義務として、ハラスメントがあつてはならない旨の方針等の明確化と周知啓発といった予防措置を講じることとされています。その際、被害者が自社の労働者以外の者の場合でも同様にあつてはならない旨を企業が併せて示すようになれば、予防の観点からの対応は相当程度前進するものと考えています。

こうした責務規定の趣旨や措置義務の予防措置に関する企業の対応を促すことができるよう、指針の内容について労働政策審議会においてしっかりと議論を行つてまいります。

悪質クレームの実態についてお尋ねがありました。昨年、労働政策審議会で職場のパワーハラスメント防止対策の議論を行った際には、顧客からの著しい迷惑行為の実態を把握するため、中小企業

団体、業界団体、産業別労働組合や個別の企業、労働組合に御協力をお願いし、パワーハラスメントや顧客からの著しい迷惑行為についてヒアリングを実施しました。その結果、運輸業、小売業、宿泊業などのサービス業、介護業で顧客からの迷惑行為が多く見られたほか、中小企業では取引先からの迷惑行為が多くあることなどが明らかになりました。また、U・A・センセンにおいて行われた御指摘のような悪質クレームに関するアンケート調査の結果についてもお聞きしているところで

こうした実態を踏まえると、社外の者からの著しい迷惑行為については労働者に大きなストレスを与える悪質なケースもあり、安全配慮義務の観点からも、労働者のケアなど必要な対応を企業に促していくことが重要と考えています。このため、パワーハラ防止措置に関する指針において相談対応などの望ましい取組を明示し、カスタマーハラスメントに対する社会の認識を高めていくための啓発等にも積極的に取り組んでまいります。

顧客や取引先からの著しい迷惑行為に関するヒアリング調査についてお尋ねがありました。昨年、労働政策審議会でも職場のパワーハラスメント防止対策の議論を行った際には、顧客からの著しい迷惑行為の実態を把握するため、中小企業団体、業界団体、産業別労働組合や個別の企業、労働組合に御協力をお願いし、パワーハラスメントや顧客からの著しい迷惑行為についてヒアリングを実施しました。

昨年十月時点でヒアリングを実施した四十六の企業や団体の中には、御指摘の小売業四社と宿泊業、飲食サービス業一社のほか、運輸業が二社、不動産業が一社、その他サービス業三社、医療・福祉業三社など、比較的顧客と接することの多い業種、業態が含まれていると考えています。こうしたヒアリング結果も踏まえつつ、審議会において必要な対応について議論が行われたところで

悪質クレームに関する大規模な調査の実施についてお尋ねがありました。

U Aゼンセンが行った労働者等に対する悪質クレームに関する調査の結果については、昨年、労働政策審議会で職場のパワーハラスメント防止対策の議論を行った際に労働側委員から御紹介いただいています。

また、先ほども申し上げたように、企業における顧客からの著しい迷惑行為への対応状況について、中小企業団体、業界団体、産業別労働組合や個別の企業、労働組合に御協力をお願いし、ヒアリング調査を実施し、労働政策審議会で資料として配付しています。

このため、厚生労働省としては、悪質クレーム等の実態も踏まえて必要な対応について議論してきたと考えており、悪質クレームについての新たな調査を行うことは現時点では考えておりません。

また、御指摘の議員立法につきましては、未提出のものであり、コメントは差し控えていただきますが、厚生労働省としては、今後、パワーハラ防止措置に関する指針において、顧客等からの迷惑行為に関する企業の望ましい取組を明示し、周知啓発に取り組むこととしており、まずはこうした対策に取り組むこととしております。(拍手)

〔国務大臣片山さつき君登壇、拍手〕

○国務大臣(片山さつき君) 磯崎議員より、女性活躍推進法の改正によるジェンダーギャップ指数の経済分野のスコアの改善についてお尋ねがありました。

御指摘のジェンダーギャップ指数は、経済、教育、保健、政治の四分野について、それぞれの国の男女平等の程度を表す指標でございます。経済分野は労働参加率の男女比や管理職の職業従事者の男女比などで評価されており、近年、日本の経済分野のスコアは、この現行の女性活躍推進法を施行した二〇一六年が〇・五六九だったものが昨年

は〇・五九五と、緩やかではございますが、改善傾向にございます。

今回の法改正では、一般事業主行動計画の策定義務や情報公表義務が現行の常用雇用者三百人以上の企業から百人以上の企業に拡大されることにより、現行の約三倍の企業において女性の継続就業や登用などの取組が計画的に進められることとなります。また、女性活躍に係る情報開示を充実させるため、職業生活に関する情報の提供と職業生活と家庭生活の両立の両面での情報公表を義務化したします。

具体的な数字の予測を申し上げるのは御承知のように非常に困難ではございますが、今回の法改正を通じて女性活躍の取組の裾野を着実に広げていくことにより、我が国の経済分野のスコアの更なる改善につながることを期待しております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 石井苗子君。

〔石井苗子君登壇、拍手〕

○石井苗子君 日本維新の会・希望の党の石井苗子です。

会派を代表して、ただいま議題となりました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案について質問いたします。

男女雇用機会均等法が制定されたのは昭和六十年でした。そこから三十年掛けて、我が国の政策は機会の平等から結果の平等まで進展し、平成二十七年に女性活躍推進法が制定されたことにより、女性活躍の状況を企業に公表させるところまで参りました。

しかしながら、昨年のダボス会議で有名な世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数では、日本の女性活躍指数は百四十九か国中百十位だということです。ジェンダーギャップ指数とは、男女の収入格差や管理職に就いている男女

の人数の差などが大きく影響して算出される指数です。平成の全ての時間を掛けて女性の社会進出のために法律や制度を整えてきたはずなのに、日本は世界的に見てなぜこのように低い評価にしかつながらないのでしょうか。

それは、諸外国に比べると、日本政府の女性活躍の政策や制度に強制力と即効性がないからです。政策をつくっても、それが企業の努力目標にしかつないないようでは、女性活躍も目に見えない成果として表れてきません。日本の現状は、能力のある女性が自力で社会的ポジションを獲得しているだけで、政府の政策の成果として女性の社会進出が進んでいるわけではないので、それが国際的なジェンダーギャップ指数の低さとなって表れているのではないのでしょうか。

例えば、アメリカのカリフォルニア州は、二〇一九年中に企業に一名以上の女性取締役を置くこと、取締役数が五名以上の企業では二名以上の女性役員、そして総数六名以上の企業では三名以上の女性役員を二〇二二年末までには置くこととし、違反する企業に罰則を科すという新法を昨年制定しています。アメリカは、こうした強制力と即効性をもつて民間企業にポジティブな持った女性の活躍を義務付けています。

日本維新の会は、出産、育児によつて女性の就労率が下がるいわゆるM字カーブ現象の解決策として、女性雇用率を設定することを主張してまいりました。罰則規定ではなく、女性を多く雇用した企業に減税などの経済的インセンティブを与えることも提案しています。

しかしながら、現在の日本政府が行っているインセンティブは、女性活躍推進法にある、えるばしマーク認定です。これは、行動計画を策定し届出を行った企業のうち実施状況等が優良な企業が申請して、えるばし認定を受けるという制度です。平成三十年現在まで七百七十五社が認定されて、六五%がえるばしマーク三という高いマ

ークを取得しています。

さすがにマークだけでは効果は期待できませんので、政府は、えるばし企業に対して公共調達で加点することとしています。しかしながら、このような特典も、公共調達に参加しない企業にとっては何のインセンティブにもなりません。

厚生労働省は、今回の改正で、更なる上級えるばし認定としてプラチナえるばしというものを制定しました。こちらは更なるえるばしマークということになります。ランクアップということ

です。厚生労働省が行っている同じような認定マークに、くるみんマーク認定というのがあります。こちら、仕事と子育ての両立に熱心な企業に与えるもので、広告代理店電通も、平成十九年、二十五年、二十七年と三回取得していますが、平成二十八年にくるみん認定辞退を申し出て、厚生労働省はそれを承認しています。辞退と承認は、将来に向かつて認定の効力が失効するだけで、失効までの期間は有効であったということです。

強制的に女性を登用させ罰則を設けている諸外国に比べて、このように日本政府の女性活躍政策は生ぬるいものなのです。したがって、国際的評価にたがっていきません。

こうした状況を踏まえ、発想の転換と政策立案のパラダイムシフトを期待して、以下五点を厚生労働大臣に質問いたします。簡潔にお答えください。

世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数における日本の順位の低さについて、厚労大臣はどのように思われますでしょうか。

電通をくるみん認定した際の決定過程に過誤があったとお考えでしょうか。あったとすれば、どのような過誤だったのか、教えてください。

労働政策を所管する厚生労働省が認定するということは、認定企業への就職を考える人たちを含め、大きな影響があると思います。厚生労働省と

して社会的責任を感じておられますでしょうか、お答えください。

さらに、くるみマークの教訓は、えるぼしマーク認定過程にどう生かされているのでしょうか。

最後に、厚生労働省が設けているこの種の認定マークですが、どれだけ世間は信用しているとお考えでしょうか。

次に、女性活躍推進法の改正内容について、労働大臣に質問いたします。

まず、今回の改正で新たに設けるプラチナえるぼしですが、プラチナえるぼし企業に限りて行動計画の策定義務を免除されるという特典が付いています。この根拠はどこにあるのか、お答えください。

次に、えるぼし認定マークを与えるインセンティブについて、その効果を検証されましたでしょうか。検証した結果、効果が認められたからプラチナえるぼしを設けるというのであれば、その効果とはどういうものでしょうか。できれば指数的あるいは統計的に説明してください。

最後に、アメリカのカリフォルニア州の例にありますように、女性役員の配置を義務付け、違反に罰則規定を設けるなど、即効性や実効性のある手段を導入する検討を政府はされているでしょうか。なぜ、こうした強制力のある手段を採らないのか、教えてください。

次に、セクシュアルハラスメントについて、人事院規則では、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」とされています。

しかしながら、政府は、現行法令においてセクハラ罪という罪は存在しない、セクハラに該当する行為には多様なものがあり、これらの行為をセクシュアルハラスメントとして処罰する旨を規定した刑罰や法令は存在しないと閣議決定をしています。

セクハラ罪がないという大臣発言もございましたように、刑罰や法令に該当しない、罰せられないという安心感が存在する限り、世の中からセクハラ行為はなくならないと考えます。

労働大臣に二点お聞きします。

セクハラ行為は、どのようなレベルに達すれば処罰の段階に至るのか、明確に定義付ける検討はされているのでしょうか。検討されているなら、どのような内容か、お答えください。

加えて、将来的にセクハラ防止のための更なる措置をとることも現段階で検討しているのかどうか、お答えください。

日本維新の会は、ハラスメントを含めた労働行政全般を強化するために、労働基準監督業務の民間委託を進めるべきであると考えています。そのことを改めて主張いたしまして、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣根本匠君登壇、拍手)

○国務大臣(根本匠君) 石井苗子議員にお答えをいたします。

ジェンダーギャップ指数における日本の順位についてお尋ねがありました。

世界経済フォーラムが公表している男女平等の程度を計測する指数であるジェンダーギャップ指数について、二〇一七年の日本の順位は百四十四か国中百十四位でしたが、二〇一八年は百四十九か国中百十位となっており、若干上昇したものの、依然として低い水準にあります。

この指数は、経済、教育、健康、政治の四分野から構成されており、今回は、主として労働参加率の男女の比率や男女間の賃金格差などに改善が見られるものの、日本の順位は特に経済分野や政治分野で低くなっています。このため、今回の女性活躍推進法の見直しにより、企業等の一般事業主行動計画の策定、公表や情報公表等の取組を加速すること等により、更なる女性活躍を推進する

ことが重要であると考えています。

電通のくるみ認定の際の決定過程についてお尋ねがありました。

くるみ認定を受けるには重大な労働法令違反がないことなどを要件として定めており、電通についても、認定の際に基準に適合していることを確認した上で認定を行ったところです。

一方で、電通で発生した過労死事案も踏まえ、くるみ認定については、労働時間数についての基準を新設するとともに、認定を取り消された事業主は取消してから三年を経過するまでは認定の再取得をできないこととする、認定取消し等の対象となる重大な法令違反の範囲を拡大するなど、真に子育てサポートをしている企業が対象となるよう認定制度の見直しを行っており、今後とも認定制度の適切な運用に努めてまいります。

くるみ認定に関する社会的責任についてお尋ねがありました。

次世代育成支援対策推進法に基づくくるみ認定は、労働者の仕事と子育ての両立支援に取り組む企業が子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受け、それを外部に向けてPRできるものです。また、仕事と子育ての両立を希望する求職者にとっても、就職先を選択する上で一つの重要な指標となるものと認識しています。

このため、厚生労働省としては、一定水準以上の取組を行っていることを基準として認定を行ってききましたが、先ほど御答弁したとおり、平成二十九年四月一日より認定制度の見直しを行ったところです。

今後とも、真に子育てしやすい企業を認定し、仕事と子育てとの両立を希望する求職者にとつて適切な指標となるよう、社会的責任を持つて取り組んでまいりたいと考えております。

くるみ認定の教訓がえるぼし認定にどのような生かされているかについてお尋ねがありました。

過労死問題が発生した企業がくるみ認定を受けていた事例を踏まえ、えるぼし認定制度について、えるぼし認定を取り消された事業主は取消してから三年を経過するまでは認定の再取得をできないこととする、認定取消し等の対象となる重大な法令違反の範囲を拡大するなどの見直しを平成二十九年四月に行いました。

今後、えるぼし認定の適正性が確保されるよう取り組んでまいります。

認定制度に対する信頼についてお尋ねがありました。

認定制度について、より多くの企業や求職者等から信頼いただけるようにすることが重要です。このため、先ほど御紹介したような認定基準の見直しなどを通じて、制度の適正性の確保に取り組んできたところです。また、信頼を得るためには、企業や求職者等に認定制度を認知していただくことが重要です。

今後とも、企業や求職者等に対して分かりやすく認定制度の内容について説明を行うとともに、認定の取得による学生、社会一般へのイメージ向上や、優秀な従業員採用、定着につながるなどのメリットについても周知を行い、認定取得を推進してまいります。

プラチナえるぼし認定に伴う行動計画策定義務の免除についてのお尋ねがありました。

プラチナえるぼし認定は、女性活躍に関する取組の実施状況が特に優良と認められる企業を認定するものであり、認定企業については、行動計画の策定の義務付けにより取組を促す必要がない程度にまでその実施状況が成熟しているものと考えています。このため、行動計画策定義務は免除し、さらに、先進的なものも含め、自主的な取組を進めてもらうこととしているものです。

認定を受けた企業に対しては、取組の実施状況の情報公表を義務付けるとともに、認定基準に適合しなくなった場合には認定を取り消すことがで

きる規定を設けています。こうした取組により、認定企業の質を担保しつつ、更なる女性活躍推進のための取組を促進してまいります。

えるばし認定の効果の検証についてお尋ねがありました。

昨年、厚生労働省がえるばし認定を取得した企業に対して実施したアンケート調査によれば、企業が認定を取得した理由としては、えるばし認定企業のうち、四〇％が企業価値の向上、イメージアップと回答し、次いで三〇％が職場風土、働き方改革の一環、二八％が人材の確保などと回答しています。また、認定の取得により実際に感じているメリットとして、学生へのアピールにつながった、メディアに取り上げられることなどを通じて従業員のモチベーションが向上した、行政、取引先など社外から問合せなどの反響があったなどの意見がありました。

引き続き、企業に対して分かりやすく認定基準や手続等の説明を行うとともに、こうしたメリットについても周知を行い、認定取得を推進してまいります。

企業に対する女性役員の配置の義務付けについてお尋ねがありました。

御指摘のような、特定の性別について一定の人数や比率を割り当てる制度である、いわゆるクォータ制の義務付けについては、平成二十四年十二月に内閣府の男女共同参画会議の基本問題・影響調査等専門委員会が取りまとめた報告書では、憲法が保障する平等原則や営業の自由との関係について慎重な検討を要するとされているところです。また、女性の役員や管理職の比率等について一定水準の目標達成を企業に義務付けるような場合、企業の実態の水準との乖離が大きければ無理な発用が行われかねない等の問題も想定され得るところです。

このため、現時点でそのような方策について検討を行うてはおりません。まずは、女性活躍推進

法に基づき、各企業が状況把握、課題分析を行い、その実情を踏まえた行動計画をしつかりと策定、実践するというPDCAサイクルを確立することで女性の登用を促していくことが適当であると考えています。

処罰の対象となるセクハラ行為の定義付けの検討についてお尋ねがありました。

悪質なセクハラ行為については、現状でも、強制わいせつ罪や暴行罪など、既存の刑法違反に該当し得るところであり、その構成要件は、刑法において定義されているところです。

こうしたことから、セクシュアルハラスメントの行為者に対して刑事罰による制裁を科すことについては、昨年十二月の労働政策審議会の建議において、他の法令との関係の整理や違法となる行為の要件の明確化等の課題があり、今回の見直しによる状況の変化を踏まえた上で、その必要性も含め、中長期的な検討を要するとされました。

また、本年四月の男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会の報告書では、刑法典などにセクハラ罪を規定する国においても、我が国と比較したときに処罰の範囲が大きく異なるというものではないことに留意する必要があるとも指摘されています。

このため、更なる処罰規定の必要性については、こうした点にも留意しつつ、本法案が成立した後、その施行による状況の変化を踏まえた上で検討を行うことが必要と考えております。

セクハラ防止のための更なる措置の現段階での検討状況についてお尋ねがありました。

本法案では、セクハラ対策の実効性の更なる向上を図るため、国、事業主及び労働者の責務としてセクハラは行つてはならないものであること等を明確化するほか、労働者が事業主にセクハラを相談を行ったことを理由とした不利益取扱いの禁止などを行っており、これによりセクハラのない職場づくりを一層推進してまいります。

セクハラ防止のための更なる措置をとることにについては、本法案が成立した後、その施行による状況の変化も踏まえた上で検討を行うことが必要と考えています。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 倉林明子君。

(倉林明子君登壇、拍手)

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

私は、日本共産党を代表し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、厚生労働大臣に質問します。

セクハラを含む性暴力に対して被害女性たちが泣き寝入りせず声を上げようと立ち上がり、世界中に広がったのがミ・ツ・ツ運動です。世界ではハラスメント規制が大きな流れとなり、EUやイギリス、ベルギーなどのEU諸国では、既に法律でハラスメントを禁止しています。ILOでも、ハラスメントを明確に禁止する規定が盛り込まれた労働の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約案が策定され、今年六月の総会で採択される見通しです。

昨年十二月に世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数によると日本は百十位で、世界銀行のレポートでは、OECD加盟国の中で唯一セクハラを禁止する法律がないことが指摘されています。また、女性差別撤廃委員会からも、セクハラ禁止と制裁規定の法整備を求める勧告が相次いで出されています。

ところが、本法案は、禁止規定を設けずにパワハラの規制を措置義務にとどめ、セクハラについても、相談したことを理由とする不利益取扱いの禁止を新設するにとどまるものとなっています。これでは日本がハラスメント後進国であるという批判は免れないと考えますが、認識をお聞かせください。

その上で、全てのハラスメントについて明確に法律で禁止すべきです。いかがでしょうか。

衆議院の審議において厚生労働大臣は、セクハラ禁止について、現状でも悪質な行為は刑法違反に該当し、不法行為として損害賠償請求の対象になり得ます、本法案による改正内容と併せ、こうした点についても周知啓発を図ることで、セクシュアルハラスメントを行つてはならないことについて国民の理解を深めると繰り返し答弁されています。それでは、耐え難い被害を受けた被害者に損害賠償請求をせよと求めるのでしょうか。

三十年間セクシュアルハラスメント被害の裁判で闘ってきた角田由紀弁護士が、司法的解決が被害者救済には役立っていないと断じています。不法行為の解決策は金銭賠償のみであり、その額は最高でも数百万円程度にとどまるもので、受けた被害の救済とは到底言えません。被害者が求めている被害回復は、セクハラ被害の認定と加害者がきちんと謝罪すること、そして、二度と起こらないよう職場環境の改善につながるようなのです。厚生労働大臣の認識をお聞かせください。

さらに、深刻なのは、裁判によって二次被害を受けることが避けられないことです。不法行為は、お互いの落ち度を指摘し合い、賠償額を減らすことを求める過失相殺が法によって認められているからです。被害者は、被害について証言を求められるだけでなく、加害者から更なる言葉の暴力を受けることになるのです。損害賠償請求によつて被害者は救済されているとお考えなのでしょうか、お答えください。

現在の行政救済制度によつて、どれだけ被害者の救済ができていたのか。二〇一七年度に都道府県労働局に寄せられたセクハラ相談件数は七千件に上りますが、このうち均等法に基づく行政救済制度を利用したのは、紛争解決の援助申立て百一件、調停申請は三十四件にすぎず、多くの被害者が行政救済制度を利用していない実態は明らかです。なぜ行政救済制度が利用されていないのか、その理由について説明を求めます。

被害者が利用しやすく、行われた行為がハラスメントかどうかを迅速に調査、認定し、行為の中止や被害者と加害者が接しない措置、被害者の雇用継続や原職復帰、加害者の謝罪と賠償といった事後の適切な救済命令を行う政府から独立した行政委員会を設置すべきと考えますが、いかがですか。

男女雇用機会均等法には、セクハラについて、防止措置義務違反が認められた事業主に対して助言、指導、勧告を行い、勧告に従わない場合には企業名公表が定められているものの、セクハラで企業名が公表された例は過去に一件もありません。そのことについての厚生労働大臣の認識を伺います。

さらに、事業主には、セクハラ相談があった場合、事実関係を確認し、セクハラの実害が確認できた場合には、被害者への配慮や行為者に対する措置、再発防止措置が義務付けられています。しかし、事実が確認できなかった場合には、被害者への配慮、行為者に対する措置を講じることが義務付けられておりません。セクハラが実際にあったとしても、企業が事実確認はできなかったと判断し、再発防止策を講じれば、企業には防止措置義務を果たしたということになるのではありませんか。

職場内のハラスメントだけでなく、取引先や顧客、サービスの利用者といった第三者からのハラスメント被害も深刻です。

福田元財務事務次官による記者に対するセクハラ事件では、加害者である元次官は取材先の人物であり、事業主の措置義務が及びません。また、介護や看護の現場でも深刻なハラスメントの実態が明らかになっています。訪問看護の現場では、利用者や利用者の家族から、殴る、蹴る、物を投げ付けられるといった身体的暴力や暴言、過度なクレームといった精神的暴力、さらにセクハラも起こっていることが各種調査で明らかになりました。

た。

今回の法改正には、第三者からのハラスメントの規制は全く盛り込まれておりません。中長期的な検討課題として先送りすることは許されませんが、第三者からのハラスメントも規制の対象とすべきです。お答えください。

労働政策研究・研修機構の妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査によれば、セクハラ被害を受けた場合の対応として、我慢した、特に何もなかったのが六三・四%に上り、ほとんどの被害者がどこにも相談していません。

被害者が相談もせずに抱え込んでいるのは、相談しても何も変わらないと諦めているからではないでしょうか。我慢し続けた結果、精神的に追い込まれ、PTSDなどの精神疾患を発症し、働けなくなり、生活のすべてを失う。女性は女性というだけで働く権利を奪われ、生存権も脅かされているのです。セクハラが女性に対する差別だという認識がありますか。

厚生労働大臣は衆議院での審議において、ILO条約批准に向けて今後も積極的に参加していくと答弁しています。日本政府は昨年の総会で、新たな基準は各国の実情に応じた柔軟な対策を促進するような内容となることが重要である、取り残される人がいないようにするためにも、取り残される国があつてはならない、日本政府はこうした立場から議論に参加してまいりたいという意見を提出しています。この立場が変わらないのであれば、本法案の範囲でも条約が批准できるよう、新たな基準についてハードルを下げるように求めるということでしょうか。明確な答弁を求めます。

日本では、なぜ、セクハラを含む性暴力被害者がパッシングを受け、国外へ逃げたり、謝罪をせたりしなければならぬのか。なぜ、加害者は罰せられず、裁判では無罪となるのか。なぜ、被害者が露出の高い服装だったのが悪いと服装を責め

一部を改正する法律案(趣旨説明)

られ、夜遅くに歩いていたのが悪いと責められ、はつきりノーと言わなかったのが悪いと責められるのか。なぜ、女性に個性や自己表現が認められず、自由に歩く権利が制限されるのか。悪いのは加害者であつて、被害者ではありません。人権侵害であるハラスメントを明確に禁止する法改正を強く求めて、質問といたします。(拍手)

〔国務大臣根本匠君登壇 拍手〕
○国務大臣(根本匠君) 倉林明子議員にお答えをいたします。

今回の法案にハラスメントを禁止する規定を設けなかったことについてお尋ねがありました。

ILOが二〇一八年に取りまとめた報告書によれば、調査を行った八十か国のうち、六十五か国が仕事の世界における性的ハラスメントを規制しており、さらに、六十三か国においては性的ハラスメントを行うことが禁止されているほか、仕事の世界に関する肉体的及び精神的な暴力及びハラスメントは六十か国において規制されているものと承知しています。

一方で、我が国と諸外国では法体系そのものが異なっており、その前提に違いがあると考えられるため、一概に諸外国の制度と比較することは困難であると考えています。

今回の法案では、労働施策総合推進法第四条の国の取り組みべき施策にハラスメント対策全般を充実することを明記した上で、セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメントに加え、喫緊の課題となつているパワーハラスメントの防止のための事業主の措置義務を設けるとともに、国、事業主及び労働者の責務規定を設け、これらのハラスメントを行ってはならない旨を明確化しているところであり、本法案に基づきハラスメントのない職場づくりを推進してまいります。

ハラスメントの禁止規定についてお尋ねがありました。

職場におけるハラスメントは、働く方の尊厳や

人格を傷つけ、職場環境を悪化させるものであり、あつてはならないことであると考えています。

一方で、ハラスメントの禁止規定については、昨年十二月の労働政策審議会の建議において、現状でも悪質なハラスメントは既に刑法違反にも該当し、不法行為として損害賠償請求の対象にもなり得る中で、民法等他の法令との関係の整理や違法となる行為の要件の明確化等の課題があり、中長期的な検討を要するとされたところでです。

これを踏まえ、今回の法案では、先ほど申し上げたとおり、セクハラ、マタハラ、パワハラ各規定に共通して、ハラスメントを行ってはならない旨の責務の明確化等を行っており、本法案に基づき、ハラスメントのない職場づくりを推進してまいります。

セクハラが損害賠償請求の対象になり得る旨の周知啓発に関する答弁についてお尋ねがありました。

衆議院の審議において、私からは、セクハラについて、現状でも悪質な行為は刑法違反に該当し、不法行為として損害賠償請求の対象となり得るものであり、本法案による改正内容と併せ、こうした点についても周知啓発を図ること、セクシュアルハラスメントを行ってはならないことについて国民の理解を深めていく旨を答弁いたしました。

これは、セクハラを行ってはならないこと等を国、事業主及び労働者の責務として明確化した本法案の内容と併せて、こうした点も周知すること、セクハラを行ってはならないという認識を国民に深く浸透させることによりセクハラの防止を図っていくという趣旨で申し上げたものです。

こうした対応により、セクハラ被害を防止できるよう尽力してまいります。

セクハラ被害者が求める被害回復の内容についてお尋ねがありました。

セクハラを受けた被害者が求める被害回復の内容については、金銭的な賠償のほか、加害者の謝罪や再発防止のための職場環境の改善など、その事案の状況に応じて様々なものがあると認識しています。

こうしたことを踏まえ、現在、セクハラ防止措置義務に関する指針では、事業主は被害者に対する配慮のための措置や行為者に対する措置を適正に行うこととされ、当該措置の例として、行為者の謝罪や行為者に対する懲戒処分等の措置が示されているほか、再発防止に向けた措置を講ずることとされているところです。

損害賠償請求による被害者救済に対する見解についてお尋ねがありました。

裁判による損害賠償請求については、被害者に落ち度があったなどの中傷を受ける場合があるなど、被害者にとって負担が大きい面もあると認識しています。

先ほども答弁したとおり、現在、セクハラ防止のための措置義務に関する指針では、被害者に対する配慮のための措置や行為者に対する措置の例として、行為者の謝罪や行為者に対する懲戒処分等の措置をお示ししています。

本法案により、セクハラは行ってはならないことなどを国、事業主及び労働者の責務として明確化し、措置義務の実効性の向上を図るほか、意見聴取の対象者の拡大により調停制度の機能を向上させることや、都道府県労働局による行政指導を通じて履行確保を徹底することなどにより、セクシュアルハラスメントの防止と被害者の救済を図ってまいります。

セクハラに関する行政機関による救済制度の利用についてお尋ねがありました。

労働者が都道府県労働局による紛争解決援助制度や調停制度の利用をちゅうちよする場合として、制度を利用したこと等により事業主から不利益な取扱いを受けることを懸念していることが考えられます。男女雇用機会均等法では、事業主に

対して、労働者が調停等の援助を求めたことに對して解雇等の不利益な取扱いをしてはならないと規定しており、安心して制度が利用できることを担保しているところです。

また、紛争解決援助の取組とは別に、都道府県労働局長の助言、指導等による措置義務の履行確保がなされたことで、紛争となる前に円滑な解決が図られているケースもあると考えております。

引き続き、男女雇用機会均等法の周知及び履行確保により、労働者が安心して相談し、また制度利用ができる環境づくりに努めてまいります。

政府から独立した行政委員会の設置についてお尋ねがありました。

御指摘のような行政委員会を設けることについては、裁判においても事実認定等の難しさが指摘されている中で、司法以外の機関において正確かつ迅速な事実認定が可能であるか、裁判制度等との関係性をどのように整理するか、どのような組織体制を確保する必要があるかなど、様々な論点、課題があるため、その必要性も含めて慎重な検討が必要であると考えています。

本法案では、ハラスメント対策の実効性を高めるため、セクハラ等を行ってはならないものであり、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるべきであることを、国、事業主及び労働者の責務として明確化するほか、労働者が事業主にセクハラ等の相談を行ったことを理由とした不利益な取扱いの禁止等を行っており、これによりハラスメントのない職場づくりを一層推進してまいります。

セクハラ防止の措置義務の違反に係る企業名公表についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、セクハラ防止の措置義務の違反に関しては、これまで企業名公表を行ったことはありません。

事業主が必要な措置を講じていない場合、まずは、男女雇用機会均等法第二十九条に基づき、事業主に對し報告を求め、助言、指導、勧告を行う

こととなります。その上で、勧告に従わない場合に、同法三十条に基づき企業名公表を行うこととしております。

現状では、助言、指導を受けた企業において適正な措置がとられているため、勧告件数も少なく、勧告違反の企業名公表には至っていないものと認識しております。

引き続き、男女雇用機会均等法の履行確保に取り組んでまいります。

セクハラ防止措置義務の履行についてお尋ねがありました。

セクハラ防止に関して事業主が講ずべき雇用管理上の措置として、法律に基づく指針において、事実関係を迅速かつ正確に確認することが定められています。加えて、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮の措置や行為者に対する措置を適正に行うべきことを事業主に求めています。

事業主が雇用管理上の措置を講じるに当たって事実確認を適切に行うことは重要であり、事業主が事実確認を行っていない場合には、男女雇用機会均等法第二十九条に基づき、事業主に對し報告を求め、助言、指導、勧告を行うこととなります。

引き続き、事業主が適切に措置を講じるよう、男女雇用機会均等法の履行確保に取り組んでまいります。

第三者からのハラスメント防止措置についてお尋ねがありました。

取引先や顧客からのセクハラについては、現行の男女雇用機会均等法に基づきセクハラ防止の措置義務の対象となつております。その実効性を高めるため、本法案では、自社の労働者等が他社の労働者に対してセクハラを行った場合に、他社からセクハラ防止に関する措置について必要な協力を求められた場合に、これに応じる努力義務を設けています。

他方、顧客など第三者からの著しい迷惑行為は、社外の相手との関係で起きる問題であり、顧客等への対応業務には、一定程度のクレーム対応が内在していることもあることから、どこからが迷惑行為に当たるかといった判断が社内のパワハラ以上に難しいものがあります。また、再発防止まで含めた一連の措置を講ずることも難しい面があるため、今回、パワハラ防止の措置義務の対象には含めないこととしております。

しかしながら、取引先等からの行為についても、労働者に大きなストレスを与える悪質なケースもあり、安全配慮義務の観点からも、労働者のケアなど必要な対応を企業に促していくことは重要です。このため、パワハラ防止に関する指針において相談対応などの望ましい取組を明示し、積極的な周知啓発を行ってまいります。

セクハラ被害の相談状況や、セクハラが女性に對する差別であるかという認識についてお尋ねがありました。

平成二十八年度の労働政策研究・研修機構による実態調査によると、セクハラを受けた者のうち、我慢した、特に何もなかったと回答した者の割合は約六割となっており、その背景としては、相談をすることによって不利益な取扱いを受けることへの懸念等があると考えられます。

また、セクハラが行われる職場は、女性の意識や役割に対する誤った認識など、雇用環境ないし雇用管理上の問題を抱えていることが多く、雇用における男女の均等待遇を進めるための前提を欠いているとの指摘もなされています。

本法案では、セクハラ防止に関する社会的認識を高め、防止対策の実効性を更に向上させるため、セクハラは行ってはならないものであり、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるべきであることを、国、事業主及び労働者の責務として明確化するほか、労働者が事業主にセクハラを相談を行ったことを理由とした不利益な取扱いの

令和元年五月八日 参議院会議録第十五号

禁止等を行っており、これによりセクハラのない職場づくりを一層推進してまいります。

ILO条約についてお尋ねがありました。

昨年のILO総会において、日本政府は御指摘のような発言をしたところです。この発言は、仕事の世界における暴力及びハラスメントの問題の重要性に鑑み、新たな条約、勧告ができるだけ多くの加盟国に対しその防止のための努力を促すものとするのが重要であり、各国の実情に基づき取組を行うことができるよう、新たな基準は柔軟性を備えた規定を持つものとするのが適当であるという趣旨で行ったものであり、現時点においてもこの立場に変わりはありません。

我が国を含め、世界各国が効果的にハラスメントの防止対策を進めていくことができる基準の内容となるよう、日本政府としてILO総会の議論に積極的に参加してまいりたいと考えています。

(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長渡邊美樹君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

(渡邊美樹君登壇、拍手)

○渡邊美樹君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

カナダ及びフランスとの物品役務相互提供協定は、いずれも自衛隊と両国の軍隊との間における、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、両協定を締結する意義及び必要性、存立危機事態等が適用対象として明記されていない理由、両国との交渉における弾薬提供の扱い、両協定の実施と国内法との関係等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、立憲民主党・民友会・希望の会の小西委員、日本共産党の井上委員、沖縄の風の伊波委員より、それぞれ両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 百六十
反対 七十

よつて、両件は承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第三 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長渡辺猛之君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(渡辺猛之君登壇、拍手)

○渡辺猛之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、最近の選挙の実情に対応し、天災等の場合における安全かつ迅速な開票に向けた規定の整備などを行うとするものであります。

委員会におきましては、公職選挙法等の今後の改正の在り方、投票機会、投票環境の向上策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。――これにて投票を終了いたします。

(投票開始)

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百三十
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長	伊達 忠一君
副議長	郡司 彰君
議員	山添 拓君
	宮沢 由佳君
	難波 奨二君
	石橋 通宏君
	岩淵 友君
	吉川 沙織君
	有田 芳生君
	吉良よし子君
	相原久美子君
	野田 国義君
	杉 久武君
	杉尾 秀哉君
	武田 良介君
	小西 洋之君
	真山 勇一君
	牧山ひろえ君
	江崎 孝君
	倉林 明子君
	神本美恵子君
	川田 龍平君

令和元年五月八日 参議院会議録第十五号 議長の報告事項

仁比 聡平君	辰巳孝太郎君
紙 智子君	斎藤 嘉隆君
蓮 舫君	藤田 幸久君
風間 直樹君	若松 謙維君
田村 智子君	井上 哲士君
大門実紀史君	白 眞勲君
芝 博一君	那谷屋正義君
山本 博司君	小池 晃君
市田 忠義君	山下 芳生君
鉢呂 吉雄君	福島みずほ君
福山 哲郎君	小川 勝也君
小川 敏夫君	長浜 博行君
山本 香苗君	高瀬 弘美君
竹内 真二君	山田 宏君
阿達 雅志君	伊藤 孝江君
三浦 信祐君	熊野 正士君
朝日健太郎君	小川 克巳君
今井絵理子君	佐々木さやか君
宮崎 勝君	河野 義博君
青山 繁晴君	和田 政宗君
そのだ修光君	平木 大作君
矢倉 克夫君	新妻 秀規君
井原 巧君	石井 正弘君
石田 昌宏君	大野 泰正君
大沼みずほ君	竹谷とし子君
秋野 公造君	横山 信一君
磯崎 仁彦君	中西 健治君
赤池 誠章君	江島 潔君
渡辺 猛之君	里見 隆治君
谷合 正明君	浜田 昌良君
高階恵美子君	野上浩太郎君
佐藤 正久君	福岡 資鷹君
石川 博崇君	西田 実仁君
山口那津男君	魚住裕一郎君
山本 順三君	片山さつき君
世耕 弘成君	衛藤 晟一君
藤井 基之君	山谷えり子君

舞立 昇治君	滝波 宏文君
高野光二郎君	古賀友一郎君
宮島 喜文君	小野田紀美君
こやり隆史君	佐藤 啓君
進藤金日子君	徳茂 雅之君
自見はなこ君	井上 義行君
渡邊 美樹君	足立 敏之君
吉川ゆうみ君	山田 修路君
山下 雄平君	太田 房江君
北村 経夫君	上月 良祐君
大家 敏志君	酒井 庸行君
島村 大君	高橋 克法君
三原じゅん子君	藤川 政人君
長谷川 岳君	磯崎 陽輔君
中西 祐介君	宇都 隆史君
岩井 茂樹君	上野 通子君
二之湯 智君	石井 準一君
松村 祥史君	末松 信介君
関口 昌一君	西田 昌司君
青木 一彦君	平野 達男君
宮沢 洋一君	松山 政司君
岡田 直樹君	橋本 聖子君
岡田 広君	愛知 治郎君
金子原二郎君	鶴保 庸介君
元榮太一郎君	藤木 眞也君
薬師寺みちよ君	伊波 洋一君
松川 るい君	中西 哲君
渡辺 喜美君	平山佐知子君
糸数 慶子君	森屋 宏君
宮本 周司君	三宅 伸吾君
三木 亨君	堀井 巖君
馬場 成志君	滝沢 求君
柘植 芳文君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
長峯 誠君	二之湯武史君
羽生田 俊君	石井 浩郎君
山田 俊男君	丸山 和也君

森 まさこ君	丸川 珠代君
塚田 一郎君	古川 俊治君
中野 正志君	中川 雅治君
野村 哲郎君	水落 敏榮君
猪口 邦子君	松下 新平君
藤末 健三君	石井みどり君
武見 敏三君	山本 一太君
林 芳正君	柳本 卓治君
溝手 顕正君	山崎 正昭君
尾辻 秀久君	中曽根弘文君
山東 昭子君	伊藤 孝恵君
矢田わか子君	高木かおり君
浜口 誠君	古賀 之士君
片山 大介君	森本 真治君
磯崎 哲史君	石上 俊雄君
石井 苗子君	清水 貴之君
浜野 喜史君	川合 孝典君
大野 元裕君	木戸口英司君
山本 太郎君	山口 和之君
石井 章君	大島九州男君
徳永 エリ君	青木 愛君
森 ゆうこ君	藤巻 健史君
儀間 光男君	浅田 均君
足立 信也君	羽田雄一郎君
田名部匡代君	舟山 康江君
櫻井 充君	行田 邦子君
中山 恭子君	東 徹君
小林 正夫君	榑葉賀津也君
大塚 耕平君	増子 輝彦君
柳田 稔君	室井 邦彦君
松沢 成文君	片山虎之助君

國務大臣	菅 義偉君
(内閣官房長官)	
國務大臣	片山さつき君
(内閣府特命担当大臣(男女共同参画))	
副大臣	高階恵美子君
厚生労働副大臣	
政府特別補佐人	一宮なほみ君
人事院総裁	
議長の報告事項	
平成三十一年四月二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	補欠
中西 哲君	進藤金日子君
三原じゅん子君	三木 亨君
総務委員	補欠
辞任	
塚田 一郎君	長峯 誠君
松下 新平君	松川 るい君
福山 哲郎君	難波 奨二君
若松 謙維君	杉 久武君
法務委員	補欠
辞任	
大野 泰正君	小野田紀美君
岡田 直樹君	藤木 眞也君
東 徹君	石井 苗子君
外交防衛委員	補欠
辞任	
石井 準一君	中西 哲君
難波 奨二君	福山 哲郎君
山口那津男君	熊野 正士君

財政金融委員	辞任	補欠	行政監視委員	辞任	補欠
長峯 誠君	塚田 一郎君	足立 信也君	森 ゆうこ君	補欠	
松川 るい君	松下 新平君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三木 亨君	三原じゅん子君				
熊野 正士君	山口那津男君				
杉 久武君	若松 謙維君				
文教科学委員	補欠				
辞任	小野田紀美君	大野 泰正君			
大島九州男君	柳田 稔君				
厚生労働委員	補欠				
辞任	石井 苗子君	東 徹君			
農林水産委員	補欠				
辞任	岩井 茂樹君	吉田 博美君			
進藤金日子君	石井 準一君				
藤木 眞也君	岡田 直樹君				
儀間 光男君	室井 邦彦君				
経済産業委員	補欠				
辞任	佐藤 信秋君	北村 経夫君			
世耕 弘成君	宮本 周司君				
国土交通委員	補欠				
辞任	吉田 博美君	岩井 茂樹君			
室井 邦彦君	儀間 光男君				
環境委員	補欠				
辞任	北村 経夫君	佐藤 信秋君			
宮本 周司君	世耕 弘成君				
柳田 稔君	大島九州男君				
予算委員	補欠				
辞任	森 ゆうこ君	足立 信也君			

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二十七号)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	自衛隊法等の一部を改正する法律案(大野元裕君外四名発議)	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(大野元裕君外四名発議)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	防衛省設置法等の一部を改正する法律案	自然環境保全法の一部を改正する法律案	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案	同日委員長から次の報告書が提出された。	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査報告書	同日議員から次の質問主意書が提出された。	第百九十八回国会への提出が見送られた著作権法等改正案に関する質問主意書(大島九州男君提出)(第四七号)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	横皇内閣法制局長官による三権分立を侵害する等の違憲かつ違法な暴言に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第四五号)	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	防衛省設置法等の一部を改正する法律	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律	自然環境保全法の一部を改正する法律	
辞任	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
朝日健太郎君	上月 良祐君	滝沢 求君	柳田 稔君	山口 和之君	石井 章君	舞立 昇治君	喜史君	石井 章君	渡辺 猛之君	竹内 真二君	そのだ修光君	元榮太一郎君	松川 るい君	資源エネルギーに関する調査会	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。
補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
進藤金日子君	足立 敏之君	石井 浩郎君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君	石井 章君

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について」の報告を受領した。	同日四月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	総務委員	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠	辞任
--	--	------	------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

文教科学委員

辞任

大野 泰正君

補欠

佐藤 啓君

徳茂 雅之君

小野田紀美君

橋本 聖子君

こやり隆史君

藤末 健三君

松川 るい君

斎藤 嘉隆君

蓮 舫君

柳田 稔君

大島九州男君

厚生労働委員

辞任

木村 義雄君

補欠

足立 敏之君

福島みずほ君

宮沢 由佳君

磯崎 哲史君

古賀 之土君

農林水産委員

辞任

石井 準一君

補欠

進藤金日子君

吉田 博美君

岩井 茂樹君

室井 邦彦君

儀間 光男君

経済産業委員

辞任

青山 繁晴君

補欠

高橋 克法君

佐藤 啓君

大野 泰正君

蓮 舫君

斎藤 嘉隆君

国土交通委員

辞任

足立 敏之君

補欠

木村 義雄君

岩井 茂樹君

吉田 博美君

こやり隆史君

橋本 聖子君

高橋 克法君

藤木 眞也君

儀間 光男君

室井 邦彦君

環境委員

辞任

宮沢 由佳君

補欠

福島みずほ君

大島九州男君

柳田 稔君

予算委員

辞任

井原 巧君

補欠

堀井 巖君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

足立 敏之君

補欠

堀井 巖君

進藤金日子君

塚田 一郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事 中西 哲君 (中西哲君の補欠)

国土交通委員会

理事 三浦 信祐君 (三浦信祐君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

領域等の整備に関する法律案(大野元裕君外二名発議)

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(大野元裕君外二名発議)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(大野元裕君外二名発議)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案(西村智奈美君外五名提出)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外五名提出)

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外五名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号) 審査報告書

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号) 審査報告書

同年四月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

野上浩太郎君

補欠

元榮太一郎君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

堀井 巖君

石井 準一君

法務委員

辞任

青山 繁晴君

補欠

岡田 直樹君

辞任

井原 巧君

補欠

山田 宏君

石井 準一君

堀井 巖君

財政金融委員

辞任

衛藤 晟一君

補欠

松川 るい君

古賀 之土君

文教科学委員

辞任

こやり隆史君

補欠

橋本 聖子君

厚生労働委員

辞任

足立 敏之君

補欠

木村 義雄君

宮沢 由佳君

福島みずほ君

古賀 之土君

磯崎 哲史君

農林水産委員

辞任

岡田 直樹君

補欠

藤木 眞也君

経済産業委員

辞任

大野 泰正君

補欠

佐藤 啓君

高橋 克法君

青山 繁晴君

国土交通委員

辞任

木村 義雄君

補欠

足立 敏之君

橋本 聖子君

こやり隆史君

藤木 眞也君

高橋 克法君

環境委員

辞任

福島みずほ君

補欠

宮沢 由佳君

予算委員

辞任

堀井 巖君

補欠

井原 巧君

元榮太一郎君

野上浩太郎君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日(翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案(大島敦君外六名提出)(衆第六号)

児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(岡本充功君外十名提出)(衆第七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国際協力銀行が融資を決定したベトナム・パンフォン第一石炭火力発電事業に係る国際ルール違反等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第四八号)

令和元年五月八日 参議院会議録第十五号

議長の報告事項 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一六

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川沙織君提出児童福祉法二十八条事件に係る保護者指導勧告の統計に関する再質問に対する答弁書(第四二二号)

参議院議員小西洋之君提出日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに關する再質問に対する答弁書(第四二三号)

参議院議員小西洋之君提出個々の国会議員と国会の内閣監督機能の關係に關する質問に対する答弁書(第四四号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成三十一年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成三十一年度中小企業施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成三十一年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成三十一年度小規模企業施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成三十一年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成三十一年度小規模企業施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成三十一年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成三十一年度小規模企業施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成三十一年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成三十一年度小規模企業施策」についての文書を受領した。

同日即位後朝見の儀に議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び事務総長が参列した。昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

元榮太一郎君

補欠

野上浩太郎君

予算委員

辞任

野上浩太郎君

補欠

元榮太一郎君

同日議員から次の修正案が提出された。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案(大野元裕君提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
長時間労働の是正及びワーク・ライフ・バランス実現の推進に関する質問主意書(石上俊雄君提出)(第四九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
道路交通法改正に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第四六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出横畠内閣法制局長官による三権分立を侵害する等の違憲かつ違法な暴言に関する質問に対する答弁書(第四五五号)

同日議員から次の修正案が撤回された。
本日島根県選出議員島田三郎君が逝去された。
本日議員から次の修正案が撤回された。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案(大野元裕君提出)

審査報告書

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十一年四月二十五日

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものである。この協定の締結により、自衛隊とカナダ軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

別記費用を要しない。

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
平成三十一年四月十一日
参議院議長 伊達 忠一殿

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定

日本国政府及びカナダ政府(以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。)は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)の相互の提供に関する枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びカナダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

(a) 日本国の自衛隊及びカナダ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練
(b) 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの

当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

(c) 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための保護措置又は輸送

(d) 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む)。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

(e) それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。
3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びカナダ軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の当事国政府が日本国の自衛隊又はカナダ軍隊により実施される前条1(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。
2 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料、油脂、潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれ区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はカナダ軍隊による武器の提供が含まれるものと解

してはならない。

4 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における前条1(a)から(e)までに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1 両当事国政府は、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用が国際連合憲章と両立することを確保しなければならない。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府(以下「受領当事国政府」という。)は、当該物品又は役務を提供した当事国政府(以下「提供当事国政府」という。)の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

(a) 物品の提供については、
(i) 受領当事国政府は、提供当事国政府に、当該物品の返還する。ただし、(ii)の規定の適用を妨げるものではない。

(ii) 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府に返還する。ただし、(iii)の規定の適用を妨げるものではない。

(iii) 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府に返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府に返還する。ただし、(iii)の規定の適用を妨げるものではない。

政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

(b) 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を受領当事国政府が償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府が共同で決定する。

2 両当事国政府は、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め(その修正を含む)に従つて実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1(a)(ii)及び1(b)の規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。

第六条

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手続取決めの解釈又は実施に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決

めに規定する手続に従い、この協定の実施に關して生ずる紛争を解決するものとする。

第七条

1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に關し、第三条から第五条まで並びに前条3及び4の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年四月二十一日にトロントで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

河野太郎

カナダ政府のために

C・フリーランド

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生器具及びこれらに類するもの
基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む。)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

審査報告書

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三十一年四月二十五日

外交防衛委員長 渡邊 美樹
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものである。この協定の締結により、自衛隊とフランス共和国の軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十一年四月十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めの件

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求め。

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

日本国政府及びフランス共和国政府(以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。)

後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)の相互の提供に関する日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

二十一年十月二十四日に東京で署名された情報保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定に留意し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a 日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、国際連合平和と安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための保護措置又は輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか

一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びフランス共和国の軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の当事国政府が日本国の自衛隊又はフランス共和国の軍隊により実施される前条1に規定する活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 次に掲げる区分に係る物品又は役務(この協定の付表にその詳細が記載されるもの)が提供される。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料、油脂、潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務、校正業務を含む)、空港・港湾業務及び弾薬

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はフランス共和国の軍隊による武器の提供が含まれるものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における前条1に規定する活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務

第三条

令和元年五月八日 参議院会議録第十五号

の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府(以下「受領当事国政府」という。))は、当該物品又は役務を提供した当事国政府(以下「提供当事国政府」という。))の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a 物品の提供については、

i 受領当事国政府は、追加の費用を負担することなく、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

b 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を受領当事国政府が償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供すること

によって決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府が共同で決定する。

2 いずれの当事国政府も、それぞれの国の関係法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め(その修正を含む。))に従つて実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1a及びbの規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフランス共和国の軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定の解釈又は実施に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によって解決されるものとする。

第六条

1 各当事国政府は、他方の当事国政府に対し、

第七条

この協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年七月十三日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
河野太郎
フランス共和国政府のために
F・パルリ

付表	
区 分	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
食料	

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

が、そのうち地方公共団体委託費は、本法施行により、三十六億四千万円の増加が見込まれ、五百十三億八千九百万円となっている。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十一年四月十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区の 選挙人の数	区市町村	
	投票日	区
五 百 人 未 満	平 日	区
	休 日	
	平 日	市
	休 日	
	平 日	町
	休 日	
	平 日	村
	休 日	

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

—
—
—

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区の数 選挙人の数		区市町村		区		市		町		村	
		投票日	休日								
一五 万人 未 満上	五三 千人 未 満上	三二 千人 未 満上	二千 千人 未 満上	千五 百人 未 満上	五 百人 未 満上	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
八六、三七六	七三、〇二〇	七三、〇二〇	七三、〇二〇	五九、六六四	四八、六八〇 _円						

五 百 人 未 満	投票区の 選挙人の数		投票日		区市町村
	平 日	休 日	区		市
	八、七八八円	九、四八八円	平 日	休 日	
	八、七八八円	九、四八八円	平 日	休 日	
町	平 日	休 日	村		村
	八、七八八円	九、四八八円	平 日	休 日	

令和元年五月八日 参議院会議録第十五号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

区市町村		区		市		町		村	
投票区の数	選挙人の数	投票日	休日	投票日	休日	投票日	休日	投票日	休日
一五 万人 未以 満上	一五 万人 未以 満上	三二一、 四四九	五三三、 七五九	三〇〇、 〇七六	五八九、 〇七九	二八四、 六七三	五七三、 六七六		
一五 万人 未以 満上	一五 万人 未以 満上	二六七、 九三二	四二三、 五四九	二五六、 五五九	四七八、 八六九	二四六、 三七七	四九〇、 九一八		
五三 千人 未以 満上	五三 千人 未以 満上	二四五、 一四九	三七八、 五三五	二二一、 八〇八	三六七、 四二五	二〇〇、 七三六	三七八、 五八四		
三二 千人 未以 満上	三二 千人 未以 満上	二二一、 七七八	三五五、 一〇四	一九二、 一六八	三三五、 五五四	一七七、 九〇二	三五五、 七五〇		
二千 千人 未以 満上	二千 千人 未以 満上	一九九、 〇六三	三三三、 四四九	一八四、 二八八	三二七、 六七四	一五八、 二六二	三二三、 八七九		
千五 百人 未以 満上	千五 百人 未以 満上	一四五、 五六一	二五六、 七二六	一一九、 八〇二	二〇八、 七二六	一一六、 四三一	二二七、 五八六		
五百 百人 未以 満上	五百 百人 未以 満上	一三四、 二二一	二二三、 一四五	一〇四、 六七一	一九三、 五九五	一〇四、 六七一	一九三、 五九五		
		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日		

二 万人 以 上	二 万 五 千人 未以 満上	一 万 五 千人 未以 満上	一 五 万人 未以 満上	五三 千人 未以 満上	三二 千人 未以 満上	二千 千人 未以 満上	千五 百人 未以 満上
二八、 五六一	二四、 一六七	二一、 九七〇	一五、 三七九	一三、 一八二	一三、 一八二	一三、 一八二	一〇、 九八五
三〇、 八三六	二六、 〇九二	二三、 七二〇	一六、 六〇四	一四、 二三二	一四、 二三二	一四、 二三二	一一、 八六〇
三七、 三四九	三三、 九五五	二八、 五六一	二一、 九七〇	一五、 三七九	一三、 一八二	一三、 一八二	八、 七八八
四〇、 三二四	三五、 五八〇	三〇、 八三六	二三、 七二〇	一六、 六〇四	一四、 二三二	一四、 二三二	九、 四八八
三九、 五四六	三五、 一五二	二八、 五六一	二四、 一六七	一七、 五七六	一七、 五七六	一五、 三七九	一〇、 九八五
四二、 六九六	三七、 九五二	三〇、 八三六	二六、 〇九二	一八、 九七六	一八、 九七六	一六、 六〇四	一一、 八六〇

第四条第五項の表を次のように改める。

第四条第五項の表を次のように改める。

二 万 人 以 上	二 一 万 五 千 人 未 満 上	一 一 万 五 千 人 未 満 上	一 五 万 千 人 未 満 上	五 三 千 千 人 未 満 上	三 二 千 千 人 未 満 上	二 千 千 人 未 満 上	千 五 百 人 未 満 上
二八、五六一	二四、一六七	二一、九七〇	一五、三七九	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	一〇、九八五
三〇、八三六	二六、〇九二	二三、七二〇	一六、六〇四	一四、二三二	一四、二三二	一四、二三二	一一、八六〇
三七、三四九	三三、九五五	二八、五六一	二一、九七〇	一五、三七九	一三、一八二	一三、一八二	八、七八八
四〇、三三四	三五、五八〇	三〇、八三六	二三、七二〇	一六、六〇四	一四、二三二	一四、二三二	九、四八八
三九、五四六	三五、一五二	二八、五六一	二四、一六七	一七、五七六	一七、五七六	一五、三七九	一〇、九八五
四二、六九六	三七、九五二	三〇、八三六	二六、〇九二	一八、九七六	一八、九七六	一六、六〇四	一一、八六〇

[illegible]

第四条第七項中「ついては」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

投票区の 選挙人の数	区市町村	
	投票日	
五百人未満	平 日	区
五百人未満	休 日	
五百人未満	平 日	市
五百人未満	休 日	
五百人未満	平 日	町
五百人未満	休 日	村

[illegible]

令和元年五月八日 参議院會議録第十五号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

第四条第九項第一号中「五万八千十六円」を「五万八千八百七十三円」に改め、同項第二号中「六万九百六十円」を「六万八千八百六十一円」に改め、同条第十項第一号中「五万九千二百二十九円」を「六万三百円」に改め、同項第二号中「六万二千七百七十三円」を「六万三千九十一円」に改め、同条第十二項中「二十六円」を「五十八円」に改め、同項ただし書中「二千五十二円」を「二千六百六円」に、「千八百六円」を「千八百六十二円」に、「千七百五十四円」を「千八百九四円」に、「千四百十六円」を「千四百六十円」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)若しくはこれを記録した記録媒体(以下「機器等」という。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の二第一項中「三万四千円」を「三万四千六百円」に改め、同条第四項中「次項の下に」に規定する機器等及び第六項を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の三第一項中「三万五円」を「三万五五百円」に改め、同条第二項中「二千六百七十七円」を「二千六百五十三円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	
	平 日	休 日
千 人 未 満	二四七、一〇五円	二五一、三三九円
二 千 人 未 満	三五三、一一〇	三五九、七二〇
三 千 人 未 満	四六八、五二二	四七七、四八八
五 千 人 未 満	五七四、九二六	五八六、二七八
一 万 人 未 満	六九〇、六七六	七〇四、四〇四

第五条第二項の表を次のように改める。

一 万 五 千 人 未 満	七九六、七四五	八一二、八四九
二 万 五 千 人 未 満	九三五、九〇四	九五四、九一二
三 万 人 未 満	一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
三 万 人 以 上	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	
	平 日	休 日
千 人 未 満	二五五、五三七円	二五九、七六一円
二 千 人 未 満	三六六、二九五	三七二、八九五

一 万 五 千 人 未 満	六九六、八〇三	七二二、九〇七
二 万 五 千 人 未 満	八二二、四五六	八四一、四六四
三 万 人 未 満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三 万 人 以 上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

一 万 五 千 人 未 満	四九一、一八九	五〇二、五四一
二 万 五 千 人 未 満	五九三、九九六	六〇七、七二四
三 万 人 未 満	六九六、八〇三	七二二、九〇七
三 万 人 以 上	八二二、四五六	八四一、四六四
三 万 人 未 満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三 万 人 以 上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

二 千 人 未 満	二八五、五七五	二九二、一七五
三 千 人 未 満	三八八、三八二	三九七、三五八
五 千 人 未 満	四九一、一八九	五〇二、五四一
一 万 五 千 人 未 満	五九三、九九六	六〇七、七二四
二 万 五 千 人 未 満	六九六、八〇三	七二二、九〇七
三 万 人 未 満	八二二、四五六	八四一、四六四
三 万 人 以 上	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三 万 人 以 上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の数	開票日	投票の翌日
三二 千人 人 未 満	四八六、四三〇	四九五、四〇六
五三 千人 人 未 満	五九七、五八七	六〇八、九三九
一五 万人 人 未 満	七七八、〇八〇	七三二、八〇八
一一 万人 五千人 未 満	八二八、八九二	八四四、九九六
二一 万人 五千人 未 満	九七三、八四八	九九二、八五六
三二 万人 人 未 満	一、一五一、七八八	一、一七四、四九二
三 万人 人 以上	一、二九三、九四九	一、三一八、五〇一

第五条第五項の表を次のように改める。

開票区の数	開票日	投票の翌日
千 人 未 満	一九一、二〇〇円	一九五、四二四円
二千 千人 人 未 満	二九八、七五〇	三〇五、三五〇
三二 千人 人 未 満	四〇六、三〇〇	四一五、二七六
五三 千人 人 未 満	五一三、八五〇	五二五、二〇二
一五 万人 人 未 満	六二一、四〇〇	六三五、一二八
一一 万人 五千人 未 満	七二八、九五〇	七四五、〇五四
二一 万人 五千人 未 満	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八
三二 万人 人 未 満	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四
三 万人 人 以上	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二

第五条第六項の表を次のように改める。

開票区の数	開票日	投票の翌日
千 人 未 満	六四、三三七円	二三五、一五三円
二千 千人 人 未 満	六七、五四五	三三四、四四五
三二 千人 人 未 満	八〇、一三〇	四四三、一一四
五三 千人 人 未 満	八三、七三七	五四二、八〇五
一五 万人 人 未 満	九六、六八〇	六五一、八三二
一一 万人 五千人 未 満	九九、九四二	七五一、一七八
二一 万人 五千人 未 満	一一三、四四八	八八二、一二〇
三二 万人 人 未 満	一二四、〇八八	一、〇四二、二三四
三 万人 人 以上	一八二、五九九	一、一七五、四六七

第五条第六項の表を次のように改める。

開票区の数	開票日	投票の翌日
千 人 未 満	一七〇、八一六円	
二千 千人 人 未 満	二六六、九〇〇	
三二 千人 人 未 満	三六二、九八四	
五三 千人 人 未 満	四五九、〇六八	
一五 万人 人 未 満	五五五、一五二	
一一 万人 五千人 未 満	六五一、二三六	
二一 万人 五千人 未 満	七六八、六七二	

三 万 人 以 上	三二 万 人 未 以 満上
九二二、八六八	九一八、一三六

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	開票区 選挙人の数	投票の翌日
千 人 未 満	平 日	千 人 未 満	休 日
二四七、一〇五 _円		二五一、三三九 _円	
三五三、一二〇		三五九、七二〇	
四六八、五二二		四七七、四八八	
五七四、九二六		五八六、二七八	
六九〇、六七六		七〇四、四〇四	
七九六、七四五		八二二、八四九	
九三五、九〇四		九五四、九二二	
一、一〇六、四六六		一、一二九、一七〇	
一、二四四、九三八		一、二六九、四九〇	

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	開票区 選挙人の数	投票の翌日
千 人 未 満	平 日	千 人 未 満	休 日
一八二、七六八 _円		一八六、九九二 _円	
二八五、五七五		二九二、一七五	
三八八、三八二		三九七、三五八	
四九一、一八九		五〇二、五四一	

一五 万 人 未 以 満上	一 万 五 千 人 未 満上	二 万 五 千 人 未 満上	三 万 人 未 満上
五九三、九九六	六九六、八〇三	八二二、四五六	九八二、三七八
六〇七、七二四	七二二、九〇七	八四一、四六四	一、〇〇五、〇八二
			一、〇八六、八九一

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	開票区 選挙人の数	投票の翌日
千 人 未 満	平 日	千 人 未 満	休 日
二五五、五三七 _円		二五九、七六一 _円	
三六六、二九五		三七二、八九五	
四八六、四三〇		四九五、四〇六	
五九七、五八七		六〇八、九三九	
七二八、〇八〇		七三一、八〇八	
八二八、八九二		八四四、九九六	
九七三、八四八		九九二、八五六	
一、一五一、七八八		一、一七四、四九二	
一、二九三、九四九		一、三一八、五〇一	

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	投票の翌日	開票区 選挙人の数	投票の翌日
千 人 未 満	平 日	千 人 未 満	休 日
一九一、二〇〇 _円		一九五、四二四 _円	

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	開票日	休	日
三 万 人 以上	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二	
三 二 万 人 以上	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四	
二 一 万 五 千人 以上	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八	
一 一 万 五 千人 以上	七二八、九五〇	七四五、〇五四	
一 五 万 人 以上	六二一、四〇〇	六三五、一二八	
五 三 千 人 以上	五二三、八五〇	五二五、二〇二	
三 二 千 人 以上	四〇六、三〇〇	四一五、二七六	
二 千 人 以上	二九八、七五〇	三〇五、三五〇	

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	金 額
三 万 人 以上	九九二、八六八
三 二 万 人 以上	九一八、一三六
二 一 万 五 千人 以上	七六八、六七二
一 一 万 五 千人 以上	六五一、二三六
一 五 万 人 以上	五五五、一五二
五 三 千 人 以上	四五九、〇六八
三 二 千 人 以上	三六二、九八四
二 千 人 以上	二六六、九〇〇
千 人 以上	一七〇、八一六

第五条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金 額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八

第七條第一項の表を次のように改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

第八條第三項の表を次のように改める。	
候補者数	金額
百人未滿	一二七円
百五十人未滿	一八四
二百五十人未滿	二三二
二百五十人未滿	二八一
三百五十人未滿	三二七
三百五十人未滿	三七五
三百五十人以上	四二三

第八條第六項の表を次のように改める。	
候補者数	金額
百人未滿	六四円
百五十人未滿	九三
二百五十人未滿	一一六
二百五十人未滿	一四一
三百五十人未滿	一六四
三百五十人未滿	一八八
三百五十人以上	二二二

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四一円
二十 十 四 以 未 満上	五九
二 十 七 以 上	八九

第九条第一項の表を次のように改める。

休 日	平 日		開 催 の 時 金 額
	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	
二六、九九二	二五、六七五	九、〇九〇円	

第九條第二項中「一万六千二百三十六圓」を「一万六千四百七十六圓」に、「一万七千五百三十五圓」を「一万七千七百九十三圓」に改め、同條第六項中「四百十圓」を「四百二十三圓」に改め、同項ただし書中「八百二十圓」を「八百四十六圓」に、「七百二十二圓」を「七百四十四圓」に、「七百一圓」を「七百二十三圓」に、「五百六十六圓」を「五百八十四圓」に改める。

第十三條第一項の表を次のように改める。

都道府県		区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	選挙人の数が二百二十五万人以上五十万人未満のもの	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの
一七、九四九、一六二 ^円	二一、七七二、一九五	二五、三七七、一二二	二七、九五〇、一八八	三一、八五八、七六九	三七、三八〇、三四六
一三、七一七、四一二 ^円	一六、五五九、六八一	一九、三〇四、二六四	二一、一三一、一四五	二四、一五七、一五五	二八、四四六、二〇四

令和元年五月八日 参議院会議録第十五号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

[illegible]

[illegible]

市	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの	認定 出 先 機 関	大 都 市	区	選挙人の数が三万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの
	一、三三九、一九六	一、三三九、一九六	一、三三九、一九六	一、四四九、一二四	一、四四九、一二四	一、四四九、一二四	二、三九八、五六〇	五三九、六七六	一、三八五、五四〇	三六〇、六二〇	七五、九二〇	一三二、八六〇	二二七、七六〇	三三二、六六〇	三六〇、六二〇	一	一
	九九九、四〇〇	九九九、四〇〇	九九九、四〇〇	一、〇九九、三四〇	一、〇九九、三四〇	一、〇九九、三四〇	一、七九八、九二〇	三九九、七六〇	一、〇四三、九〇〇	二六五、七二〇	五六、九四〇	九四、九〇〇	一七〇、八二〇	二四六、七四〇	二六五、七二〇	一	一

町 村	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの
	一	五六、九四〇	七五、九二〇	七五、九二〇	七五、九二〇
	一	三七、九六〇	五六、九四〇	五六、九四〇	五六、九四〇

第十三条第四項中「一万二千三百十二円」を「一万二千七百一円」に、「六千五百十六円」を「六千三百五十円」に改め、同項の表を次のように改める。

都道府県、市町村等	都 道 府 県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
寒冷地手当の支給地域		
一 級 地	二五、四〇二円	二二、七〇〇円
二 級 地	二二、三五四	一一、一七六
三 級 地	二一、七一九	一〇、八五九
四 級 地	一七、五二七	八、七六三

第十三条の二第一項中「七百五十三円」を「千五百十円」に改め、同条第二項中「一万七百元」を「一万九百元」に改める。

第十三条の三中「千五百十四円」を「二千八百八円」に、「四百二十八円」を「五百七十八円」に、「千五百十二円」を「千五百九十八円」に、「七百九十円」を「千八百八円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万六百元」を「一万八百元」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千六百円」を「一万二千八百円」に改め、同項第四号中「一万千五百円」を「一万三千三百円」に改め、同項第五号中「一万六百元」を「一万八百元」に改め、同項第六号及び第七号中「一万七百元」を「一万九百円」に改め、同項第八号中「九千五百円」を「九千六百円」に改め、同項第九号及び第十号中「八千八百円」を「八千九百円」に改める。

第十五条第一項中「千五百七十四円」を「千五百九十三円」に、「百六十九円」を「百七十一円」に改める。

第十七条第二項中「二、二八〇、三六五」を「二、一八一、一三八」に、「二、二七八、二二七」を「二、二三八、九一八」に改める。

三四

第二十一条中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五條第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

第二條 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三條第一項の表を次のように改める。

[illegible]

市(大都) 市を除く 市及び 項、第三 項及び 七項に おいて 同じ		町 村				
選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、三四七、九六二	選挙人の数が十五万人以上のもの	一一〇、九五〇六、一七九	選挙人の数が三万人未満のもの	三、一三九、七四五	二、七六六、三五一
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、二九一、九五九	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、〇四九、六〇四	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、六四九、六四四	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、〇四一、九四八	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五六一、九八六	四八一、八五二
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、五六一、三七九	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三五三、一〇二	選挙人の数が千人未満のもの	三二〇、七七八	二六九、六〇九
選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、九一三、四八八	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、四六八、四八一	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	二、一三三、〇四七	

第十三条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項及び第六項中「当該選挙の」を削る。

第三十八条第一項中「各投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改める。

第四十一条の二第五項の表第三十七条第二項及び第六項の項及び第三十八条第一項の項を削

令和元年五月八日 参議院會議録第十五号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案

まで」を加え、「第五項を「第六項」に改め、「第五條第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第四條 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第二十五條第三項中「及び開票」、「及び第十九條第二項」及び「又は開票管理者」を削り、「各投票区又は開票区における第八條の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、「又

は開票立会人三人」を削り、同条に次の一項を加える。
第二項の開票においては、第十九條第二項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八條の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。
(漁業法の一部改正)
第五條 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四條中「及び第八項ただし書」を、「第八項ただし書及び第九項ただし書」に改め、同条の表

第七十六條の項中 第六十二條

第六十二條第一項、第二項、第六項、第七項、第八項本文、第九項及び第十項

第六十二條第八項を除く。

第六十二條第一項、第二項、第六項、第七項、第九項本文、第十項及び第十一項に改める。

投票者氏名

日程第一 日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 井上 義行君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君

石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 宇都 隆史君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山本 昭子君
自見はなこ君 島村 大君

進藤金日子君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
藤本 健三君 古川 俊治君
堀井 巖君 舞立 昇治君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 正昭君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
渡辺 猛之君 渡邊 美樹君

反対者氏名

相原久美子君 有田 芳生君
石橋 通宏君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
風間 直樹君 神本美恵子君
川田 龍平君 小西 洋之君
斎藤 嘉隆君 芝 博一君
杉尾 秀哉君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 白 眞敷君
鉢呂 吉雄君 福島みずほ君
福山 哲郎君 藤田 幸久君
真山 勇一君 牧山ひろえ君
宮沢 由佳君 吉川 沙織君
蓮 舫君 足立 信也君

七〇名

日程第三 国会議員の選挙等の執行経費の基準に
関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二〇名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 井上 義行君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩井 茂樹君 宇都 隆史君

青木 愛君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 磯崎 哲史君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 川合 孝典君
木戸口英司君 小林 正夫君
古賀 之土君 櫻井 充君
榛葉賀津也君 田名部匡代君
徳永 エリ君 羽田雄一郎君
浜口 誠君 浜野 喜史君
舟山 康江君 増子 輝彦君
森 ゆうこ君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君
山本 太郎君 井上 哲士君
市田 忠義君 岩淵 友君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
武田 良介君 辰巳孝太郎君
仁比 聡平君 山下 芳生君
山添 拓君 伊波 洋一君
糸数 慶子君 郡司 彰君

上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
大家 敏志君 大沼みずほ君
大野 泰正君 太田 房江君
岡田 直樹君 岡田 広君
片山さつき君 金子原二郎君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
佐藤 啓君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
自見はなこ君 島村 大君
進藤金日子君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
そのだ修光君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 徳茂 雅之君
豊田 俊郎君 中泉 松司君
中川 雅治君 中曾根弘文君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
長峯 誠君 二之湯 智君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
藤末 健三君 古川 俊治君
堀井 巖君 舞立 昇治君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君

丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏榮君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 正昭君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
渡辺 猛之君 渡邊 美樹君
相原久美子君 有田 芳生君
石橋 通宏君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
風間 直樹君 神本美恵子君
川田 龍平君 小西 洋之君
斎藤 嘉隆君 芝 博一君
杉尾 秀哉君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 奨二君
野田 国義君 白 眞敷君
鉢呂 吉雄君 福島みずほ君
福山 哲郎君 藤田 幸久君
真山 勇一君 牧山ひろえ君
宮沢 由佳君 吉川 沙織君
蓮 舫君 足立 信也君
青木 愛君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 磯崎 哲史君
大島九州男君 大塚 耕平君
大野 元裕君 川合 孝典君
木戸口英司君 小林 正夫君
古賀 之土君 櫻井 充君
榛葉賀津也君 田名部匡代君
徳永 エリ君 羽田雄一郎君
浜口 誠君 浜野 喜史君

反対者氏名

舟山 康江君 増子 輝彦君
森 ゆうこ君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君
山本 太郎君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
熊野 正士君 佐々木さやか君
里見 隆治君 杉 久武君
高瀬 弘美君 竹内 真二君
竹谷とし子君 谷合 正明君
新妻 秀規君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
行田 邦子君 清水 貴之君
高木かおり君 中山 恭子君
藤巻 健史君 松沢 成文君
室井 邦彦君 山口 和之君
井上 哲士君 市田 忠義君
岩淵 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
平山佐知子君 薬師寺みちよ君
伊波 洋一君 糸数 慶子君
郡司 彰君 渡辺 喜美君

〇名

令和元年五月八日 参議院会議録第十五号 質問主意書及び答弁書

児童福祉法二十八条事件に係る保護者指導勧告の統計に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十一年四月十八日

参議院議長 伊達 忠一殿
吉川 沙織

児童福祉法二十八条事件に係る保護者指導勧告の統計に関する再質問主意書

私が提出した「児童福祉法二十八条事件に係る保護者指導勧告の統計に関する質問主意書」(第百九十八回国会質問第二十八号。以下「前回主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一九八第二十八号。以下「前回答弁書」という。)を踏まえ、改めて質問する。

一 児童福祉法第二十八条第一項及び第二項の措置に関する家庭裁判所による保護者指導勧告について、前回主意書の一及び二では、最高裁判所事務総局家庭局及び厚生労働省の福祉行政報告例においてそれぞれ取りまとめられた過去十年間の件数を問うた。この点、前回答弁書の「二について及び三について」で示された件数を比較すると、最高裁判所事務総局家庭局の調査による件数の方が福祉行政報告例の件数よりも過去十年間の平均で約二十件多くなっており、平成二十四年(度)に至っては最高裁判所事務総局家庭局の調査による件数が福祉行政報告例の件数の約十倍となっている。当該勧告の件数について両調査の間に看過できない乖離が生じていることが改めて明らかとなった。

家庭裁判所による保護者指導勧告の強化等を含む内容とする児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十九号。以下「平成二十九年改正法」という。)は、厚生労働省に設置された児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)における議論の結果を踏まえて立案されたことと承知しているところ、第二回(平成二十八年八月三十一日)の検討会における配布資料「司法関与に関する各種の既存データについて」では、家庭裁判所による保護者指導勧告の件数一覧が示されている。

同件数一覧では、最高裁判所事務総局家庭局の調査による件数がまず示され、次いで「参考」として福祉行政報告例の件数が添えられている。前回答弁書の「三について」で調査方法が明らかでないとしている最高裁判所事務総局家庭局の統計を先に示し、調査方法が明らかでない省の統計を「参考」と扱いとした理由を明らかにされたい。

二 厚生労働省は、平成二十九年改正法の立案に当たり、第二回の検討会に示した家庭裁判所による保護者指導勧告の件数を立法事実の一つとしたか明らかにされたい。立法事実の一つとした場合、最高裁判所事務総局家庭局による調査と福祉行政報告例のどちらの調査件数に依拠したのか明らかにされたい。

三 前記一の乖離が生じる理由について、前回答弁書の「三について」では、調査方法等の違いが具体的に明らかではないため答弁は困難である旨述べるのみで、乖離が生じる理由を説明しようとする姿勢は見られない。

同一の事象を調査している二つの統計の件数に大幅な乖離が生じているだけでなく、調査方法等を対外的に説明できないということは、統計及びこれに基づく政策判断に対する信頼性を大きく損なわせることになる。

また、家庭裁判所による保護者指導勧告の受け手である行政側の統計である福祉行政報告例の方が大幅に少ない件数となっていることは、単に調査方法に差異があるからではなく、各児童相談所やこれを管轄する都道府県等が家庭裁判所から保護者指導勧告を受けたという事実を正確に認識していないからではないかという疑念を招くことになる。

厚生労働省は、最高裁判所事務総局の協力を得つつ、当該乖離が生じる理由を説明し、明らかにするべきであると考えるが、見解を明らかにされたい。

視点から議論を行った上で、平成二十九年一月十六日に取りまとめられた児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)を踏まえて立案を行ったところであり、福祉行政報告例又は最高裁判調査のどちらか一方のみに基づいて行ったものではない。

平成三十一年四月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員吉川沙織君提出児童福祉法二十八条事件に係る保護者指導勧告の統計に関する再質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)の第二回検討会を開催した平成二十八年八月三十一日時点においては、最高裁判所事務総局の「親権制限事件及び児童福祉法二十八条事件の概況」(以下「最高裁判調査」という。)については平成二十七年のものが公表されている一方で、福祉行政報告例については平成二十六年度のものがまだ公表されていないことを踏まえ、検討会の配布資料において、最高裁判調査を示した上で、福祉行政報告例を「参考」として示したところである。

二 について
児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第六十九号)の立案に当たっては、検討会において、福祉行政報告例や最高裁判調査のほか、種々の調査結果等を取り上げるなどしつつ、様々な

三 について
厚生労働省においては、御指摘の「乖離が生じる理由」を明らかにするために、現在、必要な対応を検討しているところである。

日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十一年四月十八日

参議院議長 伊達 忠一殿
小西 洋之

日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに関する再質問主意書

一 安倍総理は、平成三十一年一月二十八日の参議院本会議における内閣総理大臣施政方針演説において、明治天皇の御製である「しきしまの大和心を」との歌を引用しているが、この歌の意味についてどのような内容のものと考へて引用したのか、分かりやすく説明されたい。

二 前記一の御製は明治天皇が日露戦争に際して詠んだものであり、これについては、日露戦争の戦意高揚のために詠まれたものであるとの見解がある。また、日露戦争は、日本が朝鮮半島や中国大陸の覇権をロシアと争った戦争であるが、その戦争に際して大日本帝国憲法下の天皇が詠んだ歌を内閣総理大臣が施政方針演説に用

いて、「激動する国際情勢」などに「立ち向かい、[共に力を合わせ]ようと国会及び国民に呼び掛けることには、憲法上何の問題も存在しないと考えているのか、政府の見解を示されたい。

三 内閣法制局は、前記一の御製が施政方針演説に引用されるに当たり、施政方針演説の閣議決定の前等において、内閣法制局設置法に定める憲法問題に係る意見事務を行ったのか。行ったのであればどのようにそれを実行したのか具体的に説明されたい。

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに關する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出日露戦争に関する明治天皇の御製を引用した安倍総理の施政方針演説が憲法に反することに關する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成三十一年二月八日内閣参質一九八第四号)一から四までについてでお答えしたとおりである。

三について

御指摘の「施政方針演説」について、内閣法制局が内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)第三条第三号の意見を述べた事実はない。

個々の国会議員と国会の内閣監督機能の關係に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十一年四月十八日

参議院議長 伊達 忠一殿

小西 洋之

個々の国会議員と国会の内閣監督機能の關係に關する質問主意書

政府は、「参議院議員小西洋之君提出内閣法制局長官と法の支配に關する質問に対する答弁書」(内閣参質一八七第一〇五号)において、「国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている。」としておられるところであるが、横畠内閣法制局長官においては、平成三十一年三月六日の参議院予算委員会において、「先ほどお答えした国会の監督権といひますのは、まさに議院であり、委員会、組織としての監督権でございます。個々の議員、委員の発言について述べたものではございません」と答弁している。

これを踏まえ以下、質問する。

一 横畠内閣法制局長官の答弁の趣旨は、「個々の国会議員は国会の行政監督機能あるいは国会の行政監督権の担い手ではない」という趣旨であるのか、分かりますか説明されたい。

二 仮に、政府が、個々の国会議員は国会の行政監督機能の担い手ではなく、かつ、国会の行政監督権の担い手ではないとの認識にあるのであれば、「国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている」との答弁との整合性をどのように理解したらよいのか、政府の見解を示されたい。

三 政府は、国会が内閣監督機能を果たす上にお

いて、個々の国会議員はどのような役割を担うものである、あるいは、どのような位置付けや關係にあるものと考えているか。

四 一般論として、政府は、国会議員が国会審議における政府への質問において声を荒げて発言することがあった場合に、当該質問は国会の行政監督機能の埒外であると考えているのか。

五 横畠内閣法制局長官は前記の予算委員会において、「憲法上、まさに議院内閣制でございます。内閣は国会に対して責任を負うということでございます。その観点で、国会が一定の監督的な機能、もちろん行政権の行使は内閣の全責任で行いますけれども、国権の最高機関、立法機関としての作用というのはもちろんございします。ただ、このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりません。」と答弁しているが、この答弁にあるように、政府においては、国会議員が国会審議における政府への質問において声を荒げて発言することがあった場合に、当該質問は国会の行政監督機能の埒外となると考えているのか。

六 前記五の横畠内閣法制局長官の「ただ、このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりません。」は如何なる法令に關する解釈を述べたものなのか。仮に、法令解釈とは關係のない政治的等の発言をしたものである場合は、その目的や趣旨を分かりますか説明されたい。

右質問する。

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出個々の国会議員と国会の内閣監督機能の關係に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出個々の国会議員と国会の内閣監督機能の關係に關する質問に対する答弁書

一から三まで及び六について

お尋ねの「国会の行政監督機能あるいは国会の行政監督権の「担い手」及び「政治的等の発言」の意味するところが明らかではないが、御指摘の横畠内閣法制局長官の答弁については、平成三十一年三月八日の参議院予算委員会において、同長官が「国会の国政調査権は、憲法に規定されている国会の権能であり、非常に重要なものであると考えております。その上で、国会での審議の場における国会議員による質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による行政府に対する監督権の表れであると認識しております」、「このような国会での審議の場における国会議員の発言に關して、声を荒げて発言するようなことと評価的なことを申し上げたものであり、行政府にある者の発言として・・・その立場を逸脱した誠に不適切なものでありましたので、おわびをして撤回させていただきます」と答弁しているところである。

四及び五について

お尋ねの「国会の行政監督機能の埒外」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

横畠内閣法制局長官による三権分立を侵害する等の違憲かつ違法な暴言に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十一年四月十九日

参議院議長 伊達 忠一殿

小西 洋之

横畠内閣法制局長官による三権分立を侵害する等の違憲かつ違法な暴言に関する質問主意書

横畠内閣法制局長官は、平成三十一年三月六日の参議院予算委員会において、「憲法上、まさに議院内閣制でございまして、内閣は国会に対して責任を負うということでございます。その観点で、国会が一定の監督的な機能、もちろん行政権の行使は内閣の全責任で行いますけれども、国権の最高機関、立法機関としての作用というのものはもちろんございます。ただ、このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりません。」と答弁し、同月八日の同委員会において、予算委員長より、「去る六日の本委員会における横畠内閣法制局長官の、このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりませんとの発言は、法制局長官の職責及び立場を逸脱するものであり、そのような発言が本委員会で行われたことは誠に遺憾であります。委員長としては、横畠長官に対し、今後かかる行為のないように厳重に注意を申し入れます。」と厳重注意の叱責を受けている。

これを受けて、以下質問する。
一 戦後の議会の歴史において、国会での答弁内容について、委員長等から注意を受けた内閣法制局長官は横畠内閣法制局長官以外に存在するかの。

二 内閣法制局長官は、国会法第六十九条第二項において政府特別補佐人とされているところであるが、政府は、内閣法制局長官が政府特別補佐人とされている理由及び内閣法制局長官の政府特別補佐人としての職責及び立場についてどのように認識しているか。

三 横畠内閣法制局長官及び政府は、予算委員長による「法制局長官の職責及び立場を逸脱するもの」との言葉をどのような趣旨と受け止めているかの。

四 横畠内閣法制局長官は、予算委員長の厳重注

意に対し、「「政府にある者の発言として誠に、発言としてその立場を逸脱した誠に不適切なものであります」と述べているが、これは自身の暴言の責任について、「「政府にある者」、すなわち、政府特別補佐人たる内閣法制局長官ではなく単なる「行政職員の責任に矮小化する発言ではないか。」

五 横畠内閣法制局長官による「このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりません。」との発言は、憲法が定める三権分立において国会のみがその是非を判断することができると国会議員の国会審議での発言を評価し、しかも、当該発言を国会の内閣監督機能の表れ等とは認められないとしたものであり、三権分立を否定し国会の自律権を侵害する違憲かつ違法な発言ではないのか。このような暴挙を犯した横畠内閣法制局長官は即刻辞職すべきではないか。

六 横畠内閣法制局長官は、どのような動機により如何なる目的を持って、「このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりません。」との発言を行ったのか。また、国会議員のどの発言の部分を「声を荒げて発言するようなこと」と考えていたのか。

七 横畠内閣法制局長官の「このような場で声を荒げて発言するようなことまで含むとは考えておりません。」との発言は、安倍総理の答弁拒否を国会による内閣監督の妨害行為であると安倍総理に抗議する国会議員の発言を指して行われたものであり、安倍総理を擁護するために国会議員を政治的に攻撃する意図を持ってなされた発言ではないのか。このような暴言行為に及んだ横畠内閣法制局長官は即刻辞職するべきではないか。

八 前記一から七について、国会で前代未聞の暴言行為を行い、予算委員長からも厳重注意の叱責を受けた横畠内閣法制局長官をなぜ安倍内閣は罷免しないのか。このような人物を政府特別

補佐人として国会に出席させることは立法府への冒瀆であると考えないのか。いわゆる昭和四十七年政府見解の中に吉國一郎元内閣法制局長官らが限定的な集団的自衛権行使を容認する憲法九条解釈の基本的な論理を書き込んでいるという虚偽に基づく憲法九条の解釈変更を始めとして、安倍内閣の度重なる憲法違反行為に三百代言を弄してこれを支える法匪たる人材が他にいないために横畠内閣法制局長官を罷免せず、在任させているのか。

右質問する。

令和元年五月七日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小西洋之君提出横畠内閣法制局長官による三権分立を侵害する等の違憲かつ違法な暴言に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「委員長等から注意」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二 について
政府特別補佐人たる内閣法制局長官は、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第六十九条第二項の規定に従い、内閣法制局の所掌事務に関し、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、議院の会議又は委員会に出席するものである。

三及び五から七までについて
お尋ねの三権分立を否定し国会の自律権を侵害する・・・発言、「政治的に攻撃する意図

を持つてなされた発言」及び「暴言行為」の意味するところが明らかではないが、平成三十一年三月八日の参議院予算委員会において、横畠内閣法制局長官は、「このような国会での審議の場における国会議員の発言に関して、声を荒げて発言するようなことと評価的なことを申し上げたものであり、政府にある者の発言として・・・その立場を逸脱した誠に不適切なものでありますので、おわびをしてお撤回させていただきますました」、「国会での審議の場における国会議員の質問の重要性を踏まえ、国会での質問に対して誠実に答弁してまいります」等と答弁しているところである。

四 について
お尋ねの「政府特別補佐人・・・ではなく単なる「行政職員の責任に矮小化」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

八 について
お尋ねの「前代未聞の暴言行為」、「立法府への冒瀆」及び「度重なる憲法違反行為に三百代言を弄してこれを支える法匪たる人材」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。